

14-226



1200701592268

14

226

哲学館講義録

日本美術史

国立国会図書館



始



工丁 38

14

226

世田子館 第一學年度
教育學科講義錄

日本美術史

招本 文庫

日本美術史
國
藏

日本美術史目次

緒言

繪畫史

第一章	本邦繪畫の起源	三
第二章	三韓畫工の渡來	七
第三章	法隆寺時代の畫風	一一
第四章	中務省畫工司の組織	一九
第五章	奈良朝時代の畫風	二三
第六章	平安時代の繪畫	二九
第七章	和繪畫の發達	三六
第八章	藤原時代の畫風	三九
第九章	鳥羽僧正の中興	四五
第十章	託摩の奮起、附支那北畫の傳來	五三
第十一章	兆殿司の佛畫	五四



(11)

第十二章 減筆法の入來……………五七

第十三章 土佐家の雄視……………六〇

第十四章 狩野氏の勃興……………六四

第十五章 宋元明諸格鍾秀の時代……………六八

第十六章 桃山時代の畫風……………七二

第十七章 朝廷幕府繪所の繁昌……………七五

第十八章 浮世繪の流行附春畫……………八〇

第十九章 宋元明古格の斷續……………八二

第二十章 支那南畫の發達……………八三

第二十一章 寫生畫の盛昌……………八五

第二十二章 諸家の競立……………八七

第二十三章 明治年間に於ける諸流の景況……………九〇

日本美術史目次終

日本美術史講義

講師 松本愛重講述

廣池千九郎筆記

緒言

凡美術史は其の講述すべき範圍極めて汎し、書畫彫刻、建築等より、詩歌、音樂、演劇の類に至るまで、皆美術史中の材料たらざるはなし、然して、之を講述するに當りては、自ら二種の方法あり、甲は、以上各美術の事實を統核して、その起源沿革及相互の關係を論じ、各時代美術思想の變遷并に各時代美術盛衰榮枯の状態を示すものにして、これ所謂眞の美術史なり、乙は、以上各美術の事實を各別して、その起源沿革を叙し、傍らその相互の關係を論じて、注意を惹くに止るものにして、これ眞の美術史にあらざ、假へば書風を記すれば書史といふべく、繪畫を記すれば繪畫史といふべきものなり、

かくて、二者の得失を考ふるに、甲の方法も、とより乙に優れたり、と雖、講述の順序よりいふときは、乙は初步に課すべく、甲は稍、進歩せしものに課すべし、顧みて我

が國に於ける斯の學の狀況を觀察するに、未だ甚だ幼稚にして世人往々其の各科事實の大躰をも知らざるものあり、故に今茲に講述せんとする所は、乙種の方法によりて、美術史上最重要の位置を占むる所の、繪畫史を講せんとす、然れども唯その史料たるに過ぎず、諸君請ふこれを諒せよ、

繪 畫 史

第一章 本邦繪畫の起源

本邦繪畫の起源は、頗る古きことにて、夙く神代の頃、その術あり、日本書紀の一卷、天岩戸の段の一書に、

天照大神、素盞鳴尊に謂りて曰く、汝猶黒き心あれば、汝と相見ざるを欲せずと、乃ち天石窟に入りて、磐戸を閉著す、是に於て、天下恒闇にして、復夜晝の殊なし、故に八十万の神を天の高市地名に會へて、之を問ふ、時に高皇産靈の息思兼神といふあり、思慮の智あり、乃ち思ひて、白して曰く、宜しく彼の神、天照の象を圖造して、招禱奉るべきなりと、故に、石凝姥を以て治工となし、天香山の金を採り、以て日矛を作り、又眞名鹿の皮を全剝して、以て天羽鞆を作り、此を用て、造り奉る神、これ即ち紀伊國に坐ます日前神なり

古語拾遺に云く

昔在、神代に、大地主神、營田の日、牛の矢を以て、田人に食せしむ、時に御歳神の子、其

(四)
 の田に至り、饗に唾して還る、狀を以て父に告ぐ、御歳神、怒を發し、蝗を以て其の田に放つ、苗葉忽枯損し、篠竹に似たり、是に於て、大地主神、中其の由を占ひ求む、中御歳神答へて曰く、實に吾が意なり、中宜しく牛の突を以て、溝の口に置き、男莖の形を作りて、以てこれに加へよ、

これ一は鏡を作り、一は男莖の形を作りたるものなれども、已に鑄造摸形の術、かくのごとく發達せしを見れば、これ等の模型となるべき、繪畫のありしことは疑ふべからざるなり、

元來、書法は文字以前に起りしこと當然にして、彼の支那の象形文字の如き、全く物象の形狀を摸寫せし、一種の平面圖なり、これ等は、說文字原考略を始として、多くの字書に見ゆるところなり、我が國、神代文字有無の説は、茲に之を論ずる違なしと雖、世人のよく知れる所の日文傳、疑文篇等の文字は、皆象形文字の一種と稱すべくして、往時にありて、右等の書籍に記載する、何れの文字か、日用に供せられしや明なり、否寧ろ供せられざるを得ざる所以なり、

かくの如く、書法は文字以前にあるべきものとすれば、我が國神代既に繪畫の行はれしも、亦恠むに足らざるなり、故にこの後にありては、その證據歴々としてこれあり、出雲風土記上惠曇郷の條に云く、

惠曇郷は、郡家の東北九里三十歩、須佐能乎命の御子、磐坂日子命、國巡りまし、時に此の處に到りて、詔はく、此の處は、國稚く美し、國形畫鞆の如くなり、吾が宮はこゝに造らんと、故に惠伴といふ、神龜三年字を惠曇と改む、

と、この事は、平田篤胤翁も、その古史成文の七十二段に引用して、詳説せり、鞆は古昔、射人の臂につけて、弦を避くるに用ひし器なり、我が尙武の國俗として、夙く武具に彩文を施し、以て之を愛せしこと亦以て知るべきなり、近年、土中或は墳墓の中より、掘出したる陶器、又は石窟の壁面に、種々の畫あるは、即ちこの古代の遺物なり、これ等は、今人一見して、驚くべき奇恠のものなりと雖、當時にありては、之に應じたる美術たりしこと疑なし、

東京學士會院雜誌に載するところの某氏所藏の、古陶器破片に、はりつけある、人形男女の畫は、尤奇異なるものにして、その狀、宛も今の五六歳の兒童の畫ける人形の如し、又筑後國上妻郡山田村、及同國生葉郡上宮内村の石窟等にある、人形の

書は丹にて書きしものにて、其形は畧ぼ前のものと同じ、

とといふことばにつきて

とといふことばは、本居宣長先生は、その字音かなづかひの、ええの假名の條に、書
の字を、と訓むは、これ吳音にて、是れを漢音によめば、くわい又くわなり、而して、
繪書を、とといふは、御國ことばの如くなれども、全く字音なり云々の旨を述べら
れたり、然るに、前文引く處の出雲風土記に、磐坂日子命が、書鞆云々といひ玉ひし
言葉あるを觀れば、この、とといふことばは、既に夙く神代の頃よりありし我が國
の古語と思はるゝなり、

又繪書といふ文字の意義につきて、支那の訓釋を擧ぐれば、淵鑑類函三百廿七に、
爾雅曰、畫形也。考工記曰、設色之工、謂之畫。說文曰、畫、象田、畛、畔、所以

畫也。釋名曰、畫、挂也、以彩色挂物象也。

文賦曰、若五彩之相宣。中張彥遠名畫記曰、夫畫者、成教化、助人倫、窮神變、測幽微、
與六籍同功、四時並運、發於天然、非由述作、又周官教國子、以六書、其三曰、象形、則畫
之意也、是知書畫異名而同體、洎有虞作繪、繪々畫明焉。又曰、無以傳其意、故有書、

無以見其形、故有畫。又引顏光祿曰、圖載之意、有三、一曰、圖理、卦象是也、二曰、圖

識、字學是也、三曰、圖形、繪畫是也。又曰、夫象物、必在於形似、形似須全、其骨氣、骨

氣形似皆本立意、而歸於用筆、故工畫者多善書、

とあり、以上掲ぐる處によりて我が國の、なる言語、及び支那に於ける繪畫と稱
する文字の意義を知るを得べし、又淵鑑類函引くところの諸書によりて、書畫の
一昧なること、及象形文字の圖書と同じきことをも知るべし、

第二章 三韓畫工の渡來

人皇第十代崇神天皇の頃より、わが國三韓に氣脈を通するに至り、かの地の文物多
少わが國を裨益したるならんが、こゝに神功皇后の征韓は其の結果千里一瀉の勢
を以て、かの國の文物をわれに吸收するに至れり、

凡このときの征伐は日本書紀八の卷に、

この國に愈りて、寶の國あり、譬へは美女の勝の如し、向津の國にあり、眼の光く、金
銀彩色多く、その國にあり、是れを栲衾新羅國といふ、もしよく我れを祭らば、則ち
かつて丹に血ぬらずして、その國自ら服せん、

とある神明の告によりてなしたるものなれば、征服の晩早く既に新羅のみにても年々船八十艘の貢物をわれに捧ぐることを約しぬ（九の事は日本書これよりして）各種の職工并に文學の士も相ついで渡來せしこと多く史上に見ゆれば、必ずや畫工の渡來もこの際にありしならん、而して畫工貢來の明に史に見えしは雄略天皇の御宇を以て始とす、日本書紀十四の卷に、

雄略天皇七年、海部直赤尾百濟獻るところの、手末の才技を將ゐて大島にあり云々、遂に即ち倭の國吾礪の廣津邑に安置す病死するもの多し、是れによりて天皇大伴大連室屋に詔して新漢陶部、高貴鞍部、堅貴書部、因斯羅我、錦部定安那錦云々等を以て上桃原下桃原眞神原の三所に遷し居らしむ、

とあり、桃原は今明ならず、眞神原は大和國高市郡神名備山の麓にあり、このことは又新撰姓氏錄にも見え、同書左京諸蕃別上に云く、

大岡忌寸は魏の文帝の後安貴王より出づ、大泊瀬幼武天皇（雄略天皇の御世に四衆を率ゐて歸化す男龍一名辰貴繪工を善くす小泊瀬稚鷦鷯天皇（武烈天皇其能を美し姓首を賜ふ五世の孫勤大壹惠尊亦た繪才に工なり天命開別天皇（天智天皇なり）の御

世姓倭書師を賜ふ、亦高野天皇（孝謙天皇）の神護景雲三年居地により改めて大岡忌寸の姓を賜ふ、

と然らば則ちこの大岡忌寸の家は歸化のはしめより朝廷の繪所たりし如き觀あるなり、

因にいふ國史眼卷の一二三に、武烈の朝魏の辰貴歸化して倭畫を始むといふことあり、こは右の姓氏錄をよみ誤りたる説にて、倭畫師とは大和國に居住する畫師といふ意味なり、即ち次に引用せる山背畫師河内畫師と同じく、皆その畫工の居地によりて命じたる姓なり、然るを國史眼の如く、倭畫を始むといへば、今の浮世繪などの如き一種の倭畫風を創始したることとなりて甚だしき誤謬なり、この次に見ゆるは畫工白加のことなり、日本書紀二十一の卷に、

崇峻天皇元年この歳百濟國恩率首信德、率蓋文那、率福富味身等を遣して、進調し并せて佛舍利云々寺工云々、鑪盤博士云々、畫工白加を献す、とあり次に日本書紀二十二の卷推古天皇の條に、

十二年秋九月、是月始めて黃書畫師山背畫師を定む、

とこれまでこの朝廷の繪所と見えたり、當時繪所はこの外にも尙ありし如し、聖徳太子傳に云く、

諸寺の佛像を繪かんが爲め、黃文書師、山背書師、寶秦書師、河内書師、檜原書師等を定め、その戸課を免して永く名業となす、

と果して然らばこれらのことみな太子の佛法弘通を謀るより起りしことにて、蓋しわが國美術の大に發達せし一大原因たりしなり、この時又かの有名なる畫僧曇徽の渡來あり、日本書紀二十二の卷に、

推古天皇十八年春三月、高麗王僧曇徽、法定を貢上す、曇徽五經を知り、且よく彩色及紙墨を作り、并せて碾磑を造る、

とあり、この彩色とは即ち繪畫のことなるべし、

三韓の諸國よりわれに貢上せし畫工の史に見ゆるところかくの如し、以てその前後この類甚た多かりしを推知すべきなり、抑神代以降多少の發達をなしつつあるわが美術界にかゝる名工の相尋きて入り來りしことなれば、その結果は實に非常の盛況を以てこの道の發達を遂げたり、即ち法隆寺時代に於けるわが美

術の光彩これなり、宜しく次章につきてこれを観るべし、

第三章 法隆寺時代の畫風

法隆寺時代とは何ぞや、人皇第三十三代崇峻天德不慮の事を以て蘇我馬子の爲に弑せられ給ひてより、皇室の懿親中、馬子の心に適ふものなかりしかば、先代三代敏達天皇の御后御食炊屋姫の尊女身を以て九五の位に登らせ給ひ、用明天皇の御子厩戸皇子大政を輔佐し奉り、今の大和國平群郡法隆寺村なる斑鳩の宮にして、馬子と共に佛法を興隆せしめ給ひし時代をいふなり、近世又この時代の畫風を稱して推古式といふものあり、この時の帝御食炊屋姫の尊を後に推古と謚し奉りしに、よるなり、されども適當の名稱にあらず、故に予は假にこれを法隆寺式といふ、さてこの時代のことを記すには聊か法隆寺のことを記せされは事理明ならざるべし、法隆寺は南都七大寺の一にして、太子傳通要下の卷に、

當寺七名あり、法隆寺、學問寺、來立寺、往生所寺、聖國寺、寶龍寺、七德寺、とあり、その創立は上宮聖德法王帝説に

池邊の大宮に天の下を治むる天皇用明天大御身勞なり給ひし時歲丙午に次る年

用明天皇大王天皇推古天皇のとき太子聖德太子を召して誓ひ給はく、我が大御身病平ならんことを欲するが故に將に寺をつくり藥師の像を作り仕奉らんと、然るに當時崩し給ふて造るに堪へざれば少治田大宮に天の下を治むる大王天皇推古太及東宮聖德王大命を受け給ふて歲丁卯に次る年推古天皇十五年也仕へ奉る、この財は同寺の流記實

とあるにて推古天皇の十五年に落成せしことを知るなり、而して又この寺と太子の住み給ひし斑鳩宮との關係をいはんに、これは日本書紀廿一の卷に、

用明天皇元年厩戸皇子云々、此の皇子初上宮カサミヤの都和高市郡高餘の池邊の宮は、この時はその上にあり居る、後斑鳩に移る、

又同書二十二の卷に、

推古天皇九年春二月皇太子初めて宮室を斑鳩に興す、

とありて、その斑鳩の宮は後に斑鳩寺と見えて法隆寺と同所たりしこと諸書の記するところにて明なり、天平十九年二月十一日法隆寺縁流記資財帳に、

推古天皇六年戊午の歲四月十五日上宮聖德法王を請ひ法華勝鬘等の經を講せ

しめき、其の儀僧の如し云々、播磨國佐西地五十萬代を布施とす云々、是を以て聖德法王此の物を受け給ひて、この物は私に用ふべきにはあらずして伊河留我本

寺中宮尼寺片岡僧寺この三寺の分として入れ給ひき、

又今古目錄抄に

法隆寺は推古天皇元年西正月太子イカサカノミヤ鵜郷に詣て給ひ法隆寺を立つ、

とある等かれこれを参照して法隆寺のこと斑鳩の宮及斑鳩寺等のことを知るに足らん歟、今法隆寺は東院西院の二つに分れ、その東寺といへるものに太子の夢殿といふもの残り、これは太和幽考六の卷に、

八角寶形の堂は夢殿又は上光院又上宮王院ともいふ、

古今目錄抄上の卷に、

上宮王院は太子の御住所なり、

とあるを見てこれを知るべし、而して金堂五重塔等のある所即ち西院なり、法隆寺のことはこれにて止め、あき、これより當時繪畫の有様を述べんに、先づ聖德太子は嘗に佛法興隆の事を以て後世に名高きのみならず、又畫名を以て鳴るものなり、

書工便覽一の巻に云く、

厭戸皇子一日龜井水に遊ぶ時に金鉢水上に浮ぶ、時に太子持つ所の楊枝を以て筆となし、其の形を摸し、楊枝の御影と名づく、天王寺秋野の寺寶第一となす、其の外圖繪和州法隆寺多く之れを珍藏す、

と、この肖像は集古十種の古畫肖像の部の一に見ゆ、この他畫譜畧には、

聖徳太子御筆釋迦あり、阿彌陀あり、

とあり、以上みな直に之れを信すへきにあらざるも、その當時の風習として繪畫の心得ありしことは争ふべからざる事實ならん、今法隆寺に遊ひたる人は蘇我馬子の筆と稱する幡の圖の綱倉の中に藏めあるを知らん、また以てその一般を推知すべし、

幡に圖を畫きしことは、日本書紀二十二の卷推古天皇十一年十一月の條に、この月皇太子蘇我天皇に請ふて旗幡に繪くどあり、この後文武天皇大寶元年正月の朝儀の時、大極殿の正門に於て、左には日像青龍朱雀の幡をたて、右には月像玄武白虎の幡をたてしこと續日本紀二の巻に見ゆ、さればこの頃より幡に悉をか

こと始まりしならん、

然れども是れ等は何れも當時の畫風を見るに足るべき材料にはあらざるなり、その當時の標本として見るべきものは實に法隆寺金堂の壁畫なるが如し、金堂は中門の内にありて南面し、その建物は古今目錄抄に、

金堂三間、四面、二階、又裳階あり、板葺あり、外陣は四面各戸一本あり、内陣は南正面は戸三本、餘三面には各戸一本、石壇の長〇〇〇四面連子ゆんこなり、

とある如くにして今もそのまゝなり、壁畫は即ちこの外陣の内壁にあり、その概略をいはず、西方の壁には、阿彌陀如來の淨土を畫き、東方の壁には、寶生如來の淨土を畫き、北方の内にて、東の脇壁には、藥師如來の淨土を畫き、同じく北方の内にて、西の脇壁には、釋迦如來の國土を畫き、その外の壁にも皆一面に畫ありて、これに諸種の菩薩の像なり、而してその圖は、みな甚だ大にして、如來の顔面の如きも人の掌大に餘れり、極めて重渾なる彩色を以て、白堊の上に畫きしものにて、千歳の今日これに對するに、尙且つ光彩燦爛として、人目を驚かすに足る、筆力甚だ強健にして、凡人の作にあらざるを示し、全體の畫風は、頗る天平式に近きところあるなり、

此の畫は先年大坂の畫工櫻井耕雲氏數年の歲月をつみて摸寫を畢へ、今東京博
物館にこれあり、

かくてこの畫は何人の巧手に成りしかといふに、古今目錄抄には、

金堂、堂内の壁に四佛淨土の繪あり、鳥といふ繪師これをかく、

とあり、これによれば有名なる鳥佛師の筆たるを知るなり、鳥佛師とは、日本書紀二
十二の卷推古天皇十四年の條に、

四月乙酉朔壬辰、銅繡丈六の佛像、並に造り竟りぬ、是の日の丈六の銅像を元興寺
の金堂に坐ふる時に、佛像金堂の戸より高くして堂に納るゝを得ず云々、然るに、
鞍作の鳥の秀工、戸を壞らずして、堂に入るゝを得たり、云々、五月甲寅朔戊午、鞍作
鳥に勅して曰く、朕内典を興隆せんと欲す、云々、汝が祖父司馬達等便ち舍利を獻
る、又國に僧尼なし、汝が父多須那橋の豐日の天皇用明天の爲に出家して佛法を
恭敬す、又佛像を造り戸を破らずして入るゝを得たり、これみな汝が功なりと、即
ち大仁の位を授け、因て以て、近江國坂田郡水田二十丁を給ふ、

とある人なり、然れども、寺傳によればこれと異にして、壁畫の筆者は、前記の畫工曇

徴にてありけるなり、かく二説あるときは、今に當りて何れを眞と定むべきかに苦
めども、兎にかくに、以上の二説はこの壁畫の、推古天皇の御代になりたるものたる
ことを證するに足るものなれば、この畫は方にこの時代の畫風を代表せるものな
りと斷定するも大なる誤なきが如し、

而るにこゝに疑ふべきは、その畫面の趣、朴質の風あるに拘はらず、これを同時代の
佛像に比すれば、大に進歩して、寧ろ天平時代に近き風あること是なり、依りて更に
史を案するに、この法隆寺の金堂は、天智天皇の御宇、全く焼亡し、元明天皇の和銅中
に再建せしものなるが如し、その日本書紀の二十七の卷、天智天皇八年の條に、

この冬高安城を修めて畿内の田税を收む、時に班鳩寺即ち法隆寺に災あり、

とありて、次の九年の條に、

四月癸卯の朔壬申の夜半の後に、法隆寺に災あり、一屋も餘るなし、火の雨ふり雷
震ふ、

とあり、而して七大寺年表に、

和銅元年戊申詔によりて太宰府觀世音寺を造り、又法隆寺を作る、

とあれば今の壁畫のある堂は、和銅再建のものなる歟、果して然らば、この畫様の、天平式に近きも亦恠むに足らざるなり、今法隆寺に所藏せる古文書の中に、文治二年十二月廿三日同寺より鎌倉幕府へ出し、文書あり、その文中に、

(一八)

抑當寺は上宮太子の建立にして、六百餘歳の星霜を積み、破壊顛倒據るところなし、纔に太子堂内の御舍利を留むる所、並に妹子將來の妙典安置の精舎ばかりなり、

とあり、この文によれば、鎌倉時代の金堂などは非常に頽敗せしこと明なり、然れば今の規模はこの後の修繕にかゝるものにて、壁畫の如きもその畫面の甚だ古色なく、且、精巧なるは、このとき大に修理を加へしものなるか、よりにて世にはこの壁畫をも鎌倉時代に及がきしものならんと唱ふるものあるに至れり、

こゝに予は又眞正なるこの時代の畫と稱する古來尤も著名の畫二種を摘みて讀者に紹介せん、とす、第一は、往古より法隆寺に傳來して、今は御物となれる、阿佐太子眞筆の聖德太子の御影一幅にて、第二は、過去現在因果經と稱して、古くより傳はれる經文の内にあるさし給とれなり、

阿佐太子は百濟の王子にて、聖德太子傳によれば、推古天皇五年丁巳の夏四月、彼の王命にて我が國に來朝せし人にて、同書に、又この時、阿佐太子難波の館にて、聖德太子の御影を寫すとあり、我國の畫にては、尤も古きものなり、殊に尊重すべしとす、法隆寺の、これを御府に奉納せしも亦故あるなり、

甲は骨格衣線よく整ひ、且つ着色も温厚にして、何人の眼にも名畫と見ゆ、乙は筆痕鈍大、畫面粗笨、着色重厚にして、一見今人の眼に満足の意を含ましむること能はず、然れどもその畫風沈着にして、極めて高尚の趣を存し、後世の人、容易に學び得べからざる一種の風致を具へたる所即ちこれ千歲の下、尙一時期を畫して、特にこの時代の畫風を嘆稱する所以なる歟、因果經の畫は阿佐太子の眞筆につぎて古き畫なり、今世に四卷存在す、

要するに、この時代は、年代悠久にして、十分の材料なし、故に詳細に講述するを得ず、

第四章 中務省畫工司の組織

法隆寺の時代より、我が國の美術は、頓に一大進歩をなし、佛像を畫くことはもとより、人の肖像を畫くこと、山水の景色を畫くこと、鳥獸の形を寫すこと等、万種の

書法みな發達せり、これ天下の大權を掌握し玉へる、厩戸皇子の獎勵せしところなればかくあるべきこと勿論なり、この頃既に朝廷の御繪師中には佛畫師などいへるものも備はりしこと當然にて、孝徳天皇の白雉四年六月には、田文法師追福のため、書工コノカガヘ狛堅部子コノマコ鷹御魚戸直トノフダに命じて、多く佛菩薩の像を作らしめ、これを川原寺に安置せしことも、聖徳太子傳及日本書紀に見えたり、

かくの如く、美術の機關次第に具はりて、文武天皇の時制定し玉ひし、所謂大寶令には、中務省の被管に、書工司といへるものを置くにいたりぬ、即ちその組織を示すと左の如し、

中務省には、職一つ、これは中宮職なり、寮四つ、これは圖書寮、内藏寮、縫殿寮、陰陽寮なり、司三つ、これ即ち書工司、内藥司、内禮司なり、寮は職より軽く、司は寮より輕きものなり、

〔書工司〕

職名	人数	職掌	位階相當
正	一人	掌繪事彩色判司事餘正判事準之	正六位上

祐	一人	○	從七位下
令史	一人	○	大初位上
書師	四人	○	大初位上
書部	六十人		
使部	十六人		
直丁	一人		

右の如くにして、令義解によれば、繪事とは文を書けるをいふ、即ち繪の事は、素に後にすといへる、これなりと、又彩色とは、書に用ふる雜色をいふ、即ち朱黛等の類なり、その朱黛等の雜色は、大藏省及び内藏寮にあり、その用度に隨て臨時に受け用ふ、常にこの司にありてこれを貯ふるにあらずと、

朝廷の繪所は、大寶の令によりて、かく明に定りたり、而して、これには多くの沿革あり、いでこれを左に説かん、

この書工司は、平城天皇の大同三年正月壬寅に詔して、内匠寮に合併せり、類聚國史百一の卷、内匠寮の條に、

平城天皇大同三年正月壬寅、詔して曰く、その書工、漆部、二司を内匠寮に併す。と、而してこの内匠寮は、續日本紀によれば、聖武天皇の神龜五年八月甲午の日に、詔して置くところにて、亦中務省に屬せり、是に於て書工司は内匠寮へ合併して廢官となりたり、次きて書所といふ役所出來たり、此の書所は西宮記によれば、大内裏存在の時代には、式乾門の内の東脇御書所の北にありき、拾芥抄の記するところも、これに同じければ、平安朝になりて後は、その廢絶するまで、一所にありしことを知るべし。

さて、この繪所の長者は、大同年中には、有名なる百濟河成これに任じ、爾後能畫の人のねに之に當れり、但その傳は詳に後章に出すべければ、今特にこゝには掲げず、當時王朝の盛運に際し、文物の盛なる、繪所の備すでかくの如く、而してその製するところの繪畫并に歷代の圖書は、中務省中の圖書寮にてこれを監し、六年一度その曝涼をなす等、よろづの制度具さに到らざるなし、曝涼のことは、延喜の圖書式にのせられ、参考の爲左にこれを示さむ。

凡そ御書及び圖繪は六年に一度曝涼す、勅使辨官を簡差し、諸司の判官以下、及び

舍人、學生等、事に堪ふるもの、分番檢涼し、その雜使には、散位の位子等を取り、驅使には、左右の衛士各十人を充て、掃部寮に座席を設け、所司には朝夕百度の食を、衛士には人別に日飯二升を給す、若し御書雜調度有するあれば、所司に仰せて、繕補せしむ、事訖る後、すべて諸番の日記を取り、勅使署名して奏進せよ。

と、その圖繪の彫しくして、出入の嚴なること、以て觀るべし、平城の都より、平安の朝に亘りて、我が國美術の非常なる進歩をなし、畫法の如きも、和様の軀を大成し、以て遂に三韓に凌駕し、支那に相對峙するに至りし所以、宜なるかな。

第五章 奈良朝時代の畫風

世に奈良の都と稱するは、人皇第四十三代元明天皇の和銅三年三月大和國高市郡藤原の宮より、同國添上添下二郡の間にある奈良の都城に遷御せられしより、降りて桓武天皇が延暦三年六月山城國乙訓郡長岡邑に遷都し玉ひしまで、凡そ八代七十餘年の間を指すなり。

繪畫は前期に於て既に大に發達の徵候ありけるが、茲に至りて佛教はますます繁昌して、佛畫の需用一層廣くなり、王公貴人の嗜好は、更に進みて畫工の奮起を促す

が如き形勢となり、彫刻とともに前期に比して幾倍の進歩を成ししものゝ如し、今當時の歴史を繙くときは、先づ佛書の尤も盛んにして、その佛書師の如きは、嘗に京師のみならず、各地方到るところ既にこれありし現象をも知るを得るなり、諸書の傳ふるところ大凡左の如し、

○大安寺縁起に云はく、

聖武天皇の朝道慈道を問ひ法を求めて唐國より聖朝に來る、但し一の宿念あり、大寺を造らんと欲し、偷かに西明寺結構の跡を圖す云々、

と、この事は東大寺要録にも載せたり、元來道慈は畫に巧なりしと見え、大安寺伽藍縁記流記資財帳にも、

一張大般若四處十六會圖像

一張華嚴七處九會圖像

右天平十四年歲次壬午天皇の御爲道律師道慈、法師寺主僧敷、義等造り奉るものとあり、本文によれば、道慈のみならず、教義も大安寺の寺主にて亦畫を知りしこと明なり、三國佛法傳通縁起の中の卷三論宗の條を見るに、

智藏の上足に三般匠あり乃ち道慈、智光、禮光なり、智光、禮光は奈良の新元興寺の住侶なり、仙光院を建て法相を弘通す、極樂房を莊嚴し安養依正を圖して彼の房に安置す云々

とあり、この智光のことは十訓抄の五の卷にも見え、たれば左にその原文を録すべし、

興福寺の智光、賴光は一双の貴き人にて一所に學問して有けるが、賴光前にかくれにけり、賴光其生を見んと願ひて夢中に極樂に參て、賴光が先立て生たる有様を見けり、さて其様を繪に書きたるをば、智光が曼陀羅とて世に傳へたり、

この頃の僧侶は概ね繪畫に巧なりしを見るべし、かくて畫師のことは續日本紀聖武天皇の紀に、

天平十七年四月壬子正六位上託隨眞玉養德畫師、楯戸辨磨等に並に外從五位下を授く、

とあり、畫工を重んずる一斑を見るべし、又これは必佛畫師なるや明なり、次に同書の淳仁天皇の紀には、

天平實字四年七月癸丑皇太后の七々の齋を東大寺并に京師の諸小寺に設くその天下諸國國毎に阿彌陀淨土の畫像を造り奉る
 とあり、東大寺の古文書には、

一畫師上猪、付使使赴、

右人繪佛菩薩御座金物等未了彼行事了、即早還向云々

天平實字六年十二月廿四日

主典阿刀連酒主判官葛井連根道

とあるものあり、聖武天皇も御書を遊ばされしといふ傳説あり、畫工便覽に泥金の宸書あることを述べ、その他この説を記するもの多し、但今確證なければ暫く記して疑を存しおくのみなれども、凡て當時上は王公大人より下は僧尼に至るまで苟も農工商業の徒の外はこの道に志ししもの多かりしことは推知せらるゝなり、されども、當時の古畫といへるものにて今日存するところのものは幾何もなきが如し、先づ現存のものにて極めて著名なるもの二三をいはんに、東大寺正倉院御藏の屏風の美人畫、當麻寺所藏の中將姫の作と傳ふる曼荼羅一幅、藥師寺八幡堂の所藏

たりし吉祥天の圖室生寺の金堂の壁畫、東大寺所藏の善財童子の畫及も法起寺の所藏にて今は井上伯の珍藏にかゝる觀音の像等なり、これ等はみなまがふ方なき天平畫にして結構雄大筆力逍遙着色亦麗しく特に佛像は相好森嚴にして全く後人の學び得ざる高尚の風を存せり、然れども、この時代はこれを當時の彫刻に比するときは甚しき劣所あり、元來當時彫刻の術は非常の高度に達したりと見え、現今なすところの諸佛像につきて見るにかの東大寺の大佛廬遮那の御像は申すに及ばず戒壇院の四天王より三月堂の執金剛の像その他新藥師寺法隆寺興福寺等に存する古佛像みな雄健強剛豪粗の間、自一點の間地なく融渾森嚴一見驚くべき手際あるに拘はらず繪畫は概して筆痕稍纖細にすぎ着色亦濃厚に失し見るものをして飽かしめ易く、而して豪粗の至り畫面往々荒涼の感なきにあらざかくて奈良朝の繪畫もその初と中頃と終とに於ては多少の逕庭なきこと能はず而してその中頃即ち所謂天平の時期を以て最上とするなり、正倉院美人畫の如き井上伯の觀音の如き尤も人の稱美するところたり、また此時代に於ける畫法のとを述べんに、元來輪廓を施して、その中に着色するは後世の法なれども、この時代の頃までは、

これと全く反對にして、先づ書くべき物の上に白土又は蛤粉等を塗り、次に畫に従て黒線の輪廓を畫き、次に輪廓に従て青黄赤白黒の彩色を施し、以てこれを完成せしものに似たり、現に當時の古畫の存在するものにつきて、これを檢するにかくの如し、而して文獻の上よりするも明に以上の所説を確むべき徵證あり、天平寶字二年四月十日の正倉院の古文書を見るに、堺畫師二人、木師畫二人、塗白土畫師二人、堺朱砂並墨畫師二人、塗白土綠青同黃畫師二人等の文あり、この畫法は素より支那古代の法にして論語に所謂繪事後素の意もこれを指ししものにして、彼の國も隋朝の頃までこの法相傳はり唐に至りては亡びしが如し、東寺現存の空海の將來物等みな今の畫と異なるどころなきを見て知るべし、

正倉院は大和國添上郡奈良の東大寺の北邊にありこの時代の美術品を藏むる倉庫にして今宮内省の管轄なり東大寺獻物帳によれば天平勝寶八年六月廿一日孝謙天皇此御倉に納め玉ひし御物は書類二十四點袈裟類九點刀劍類六十六點樂器類二十點犀角類四點弓類八十四點箭類二十一點甲類七十四點香木一點鏡二十點屏風九十三點種々の器財三十八點なり、さて何故に孝謙天皇はかゝる

御物をこゝに納め玉ひしかといふにこの事は東大寺要錄一の卷に天平勝寶八年五月二日平城後太上天皇崩太上天皇は聖六月二十一日今帝陛下今帝は孝謙於太上天皇七々忌辰七々の忌辰は四十九日日なり、以國家種々珍寶等奉供廬舍那佛とありて聖武天皇の冥福を祈り玉はんが爲なり、

第六章 平安時代の繪畫

奈良朝の末路は其の終を善くせざりき、政治も宗教も失敗萎微の極に陥りしが繪畫の如き美術も衰へたりしが如し、人皇第五十代桓武天皇英邁の資を以て延暦三年に長岡に遷都し給ひ同十三年にまた平安に遷都せさせ給ひ内は政治宗教の改革を行ひ外は大に武を用ひて蝦夷を平定し百度一新の大功を奏し給ひてその世を終らせ給ひしかば忽に大同弘仁の文化を開き繪事の如き再び大に勃興して更に前期餘影の外に一大新生面を開くに至れり、

最澄と空海とは此の時代に於て皆に宗教文學書道の大立物たるのみならず繪事に於てもまた著名なりき、先づ最澄の事より云はん、續古事談の四に、

西京ノ座主ノ申ケル齋院ノタキニ安國寺ト云所ニ藥師佛オハシマス傳教大師

中堂ノ藥師佛ツクリテ後ニ一年ヲヘテツクリ給ヘル佛也傳教大師又藥師佛ヲ、
ヌノニカキタテマツリテコレヲ持テ唐ニ渡給フ、皆是佛法ノ祖師也。
と空海に至りては其の談最澄より多く書も亦巧なりしが如しその文集性靈集の
五に云く、

日本國求法沙門空海啓云々長安城中に於て寫し得るところの大慈胎藏金剛界
等の大曼茶羅の尊容力を竭し財を涸らし趁逐圖書せり、

とこの他在唐の日佛書を寫ししこと同書各所にのするところ枚舉に違わらず無
慮百餘幅の多きにも達せしなるべし且在唐の前後書きしところも多からん山家
要畧記に云く、

眞濟僧正記に云く先師空海阿闍梨入唐の時渡海守護の爲八幡宮の御躰を圖し
奉る云々後高尾に安置し奉る、

とこの事は古事談及び神護寺縁起にも詳なり而して當時の高僧智者ともいはる
るものは皆繪事に長せざるものなく最澄空海二師の後裔等濟々として書事を史
上に留むるを見るなり先づ最澄の裔より見るに圓仁も亦僧畫に名あり慈覺大師

傳に、

慈覺大師(圓仁)大興善寺に到り金剛界大曼茶羅を圖す明年青龍寺に至り義眞阿
闍梨に従ひて即ち胎藏大曼茶羅を圖書す、

と敎佞要記にもこの圓仁の書事をのす又三井寺の圓珍即ち智證大師も畫に巧な
り圓珍傳在唐の條下に、

龍興寺に於て今上御願の大曼茶羅の像を圖繪す、

といへりこの他なほ文傳あれども今略しぬ、

東寶記二の卷に云く、

實惠僧都、高雄の曼茶羅を以て、圖繪せらるゝ歟、私云く、檜尾僧都即ち實惠の圖す
るところの曼茶羅破損の間、兩界曼茶羅に於ては、建久二年、俊證僧正寺務の時、こ
れを新寫せらる云々、

と、帝王編年記十二の卷高野山の條に云く、

御影堂は、實惠僧都、これを造立して、大師弘法大に奉ず、御弟子眞如親王御影を書
かしめ給ふ、大師手づから御眼を入れ給ふ、

と、この實惠及び眞如親王は、ともに空海の弟子なり、抑も最澄、空海、不世出の英資を以て、顯密の二教を弘傳し、その方便として、大に佛畫を善くせるがために、その裔、相つぎて繪畫に巧なるもの多かりしなり、當時、最澄、空海の裔、殊に名畫僧の多く輩出せし理由は、元來この天台、眞言の二宗は、朝廷及び國家の祈禱をなすを以て、主眼としたれば、其本尊の需用甚多し、然るに、佛畫は經文の旨趣によりて畫かざるを得ざるを以て、普通の畫工にては、これをよくせざるのみならず、當時にありても、畫工の筆になりたるものより、高僧の手になりたる本尊は、その感靈遙に優るところありしを以て、必用上より、かく僧徒に名畫手を生ぜしものならん、而して、この時朝廷の繪所も、亦ますく發達せしが如し、高橋連鷹主、大神朝臣仲江麿、良枝宿禰朝生等の名、國史に見ゆ、皆畫工正、若くは遣唐畫師に任せられし人なり、畫工便覽によれば、仲江麿は、名畫の妙に臻りしとぞ、この頃、又朝廷の官人中に、百濟河成といへる名手ありけり、文德實錄五の卷に云く、

仁壽三年八月己未朔壬午、散位從五位下百濟朝臣河成卒す、河成本姓は余後といひ百濟と改む、大同三年左近衛となる、圖書をよくするを以て屢々召見せらる、寫

すどころの古人の眞、及び山水草木等、皆自ら生けるが如し、昔宮中にあり、或人を以て從者を喚ばしむ、或人辭するに未だ顔容を知らざるを以てす、河成即ち一紙を執りてその形體を圖す、或人遂に驗し得たりといふ、その機妙類ねかくの如し、今の畫を言ふもの、威則ミナトをこれに取る云々、承和年中備中介となり、次に播磨介となる、時人これを榮とす、

と、又今昔物語集の廿四の卷にも、この事を詳に記せり、少しく異なるどころあれば、參考の爲にこれを揭示せん、

今は昔し、百濟の川成と云ふ繪師有けり、世に並無き者にて有ける、瀧殿の石も、此川成が立たる成けり、同き御堂の壁の繪も、川成が書たる也、而る間、川成從者童を遊しけり、東西を求けるに不求得りければ、或高家の下部を雇て、語ひて云く、己が年來仕つる從者の童、既に遊たり、此尋て捕へて得させよと、下部の云く、安事ヤスカタには有けれども、童の顔を知たらばこそ、搦め、顔を不知しては、何てか搦めむと、川成現に然る事也と云て、疊紙を取出て、童の顔の限を書て、下部に渡して、此に似たらん童を可搦也、東西の市は人集る所也、其邊に行て可伺なりと云へば、下部其顔

の形を取て、頭も巾に行ぬ、入極て多かりと云へとも、此に似たる童なし、暫く居て、若くと思ふ程也、此に似たる童出来ぬ、其形を取て、競ぶるに、露違たる所なし、此

多かりけり、と擲て、州成、許に將行ぬ川成、此を得て見るに、其童なりければ、極く喜

と、これには、あつて、美術上その繪畫の巧なるのみにあらずして、寫眞の妙を極め

たり、と、いふ、し、繪事の、進歩かくの如くなれば、貴人のこれに傾くものも、亦益々多

くなり、扶桑略紀の十五卷には、

延暦六年四月丙子の日、僧正善珠卒す、七十五、皇太子その形像を圖して、秋篠寺

に安置す、

とあり、皇太子とは平城天皇のことなり、三代實錄十五の卷に云く、

貞觀十年閏十二月廿八日丁巳、左大臣正二位源朝臣信薨す、朝臣は嵯峨太上天皇

の子、源氏の第一郎なり、好みて書傳を讀み、草隸を喜び、又圖畫に工なり、丹青の妙

馬形を寫す云云、

と、吉野詣記に云く、

不退寺にいたりて、業平自筆の影あり、あぼろげにはひらかざるよし申せしを、宗

二とて、かのあたりのしる人にて、よくいひより拜見せしに、容顏の美麗端正なる、

うつゝの人にもむかふがごとし、

と、又延暦僧錄には、贈太政大臣藤原種繼の、佛畫をものし、ことを載せ、畫工便覽に

は、贈太政大臣從一位藤原内膳の、丹青を好みて、四天王の像などを畫きて、所々に納

めし、ことを記せり、何れにしてもこの頃は、かゝる貴人の、この道に志しけるもの、

多かりしを知るべし、

延暦より、大同弘仁貞觀の間に、なりし名畫にして、今日に存するものは、甚鮮し、蓋し、

保元平治の亂より、治承の大火、源平の合戦、南北朝の争、應仁文明永祿の大亂を経て、

御府の寶物蕩盡し、舊社、古刹、亦悉く數回の災害にかゝりしによるなり、傳教弘法兩

大師の筆といへるものは、世間甚だ多し、と雖も、信ずるに足るものなし、嵯峨の大覺

寺に藏するところの、五大虚空藏の一幅は、寺傳へて、弘法大師の筆といふ、配合とい

ひ、筆勢といひ、尤も見るべきものにして、時代も方に相當るが如し、先づかゝるもの

をや、弘法大師の筆といひて、可ならん歟、

凡この時代は、唐地への交通繁くして、かの最澄、空海等一派の佛畫にいたりては、全く唐風なり、故に畫様は一概に云ふときは、雄偉にして筆力強く、現今存するところのこの時代の佛畫の如きは見る人をして、悚然として畏れしむるに足る、而してその標本ともなるべきものは、東寺に秘藏するところの、弘法大師將來の唐畫七祖の像なりとす、柴栗山の展覧目錄に、唐代の畫は、支那にも甚だ稀れにて、賞鑑家目錄の外にこれなきよしあるして、この七祖の畫像の特に貴きことを述べたり、

第七章 和樣畫の發達

我が國の畫は、初三韓の法を傳へ、次に隋唐の風を移し、かば、その様自ら唐畫の趣を存し、艶麗優長の情に乏し、然るに、弘仁の後、年代漸く過ぎて、時勢の風潮亦全く外國の文物に心醉することなきに至りしかば、繪畫の如きも、これに伴ひてその氣運を一變し來り、始めて唐畫の範圍を脱したるものを出すに至れり、而して巨勢金岡は、實にその人なり、扶桑略記二十二の卷に云く、

仁和四年九月十五日午の二刻、勅して、畫師巨勢金岡をして、御所の南庇の東西障子に畫かしむ、直方與基惟範時平朝臣等をして、詩を擇ばしめ、弘仁後鴻儒の詩に

堪ふるもの、即ち金岡をして其の狀を圖せしむ

と、又平家物語一には、

彼清涼殿ノ畫圖ノ御障子ニハ、昔金岡ガカキタリシ遠山ノ有明ノ月モ有トカヤ、源平盛衰記二には、

彼紫宸殿ノ皇居ニハ、賢聖ノ障子ヲ被立タリ、金岡ガ書ケル、荒海ノ障子ノ北ナル御障子ニハ、遠山ノ有明ノ月ヲ書レタル、

とあり、太平記粗、これに同じ、菅家文章の一に云く、

巨先生に寄せて畫圖を乞ふ、時に先生神泉苑監たり、

と巨先生とは金岡にして、畫を乞ふものは菅公なり、金岡の名手たりしことは、古今著聞集に、渡殿の北邊なる、朝餉の前の、馬形の障子の馬、金岡の筆なりけるが、夜な／＼外に出で、萩の戸の萩を喰ひしことを記せるにて知るべく、又尺素往來に、

日本の畫たりといへども、圓心金岡殿主都官の眞筆は、唐人に劣るべからず候、とあるにても知るべし、現今各所にあるところの、金岡の畫といへるもの、何れが眞なるかは、明ならざれども、仁和寺の聖德太子の像、大徳寺の觀音、法隆寺の荷葉等は、

著名なるものなり、而して何れの所にあるものも、金岡と稱するものは、大抵優美にして、弘仁以前のものと甚だ逕庭あるを覺ゆ、これよりして、唐風の畫漸くすたれ、更に一轉して、藤原時代の畫風を開くに至りしなり、かくて、金岡の子孫はこれより専ら畫事に従ひ、以てその業をつげり、古今著聞集十一の卷に、

弘高は、金岡が曾孫、公茂が孫、深江が子也、公忠公茂兄よりさきは、書きたる繪生たる物のごとし、公茂以下今の躰には成たるとなん云々、帥のおとゞに、屏風を賣人有けり、公茂弘高などに見せられけり、公茂弘高をまねきていひけるは、此野筋此松海及ぶべからず、おそらくは公忠が書く所か、弘高承伏しけり、公茂が云く、公忠は屏風を書くとは、必ずその屏風のひらのすみごどに、おのれが名をかけりど、ころみにはなちて見るに、おんのごとく、公忠が字ありけり、いみじかりける事也、とあり、もとより金岡に及ぶものはなかりしも、弘高の如きは、頗る著名なる畫手たりしが如し、而してこの弘高の事の如きは、將に次の藤原時代の章にて詳細に講述すべし、

第八章 藤原時代の畫風

こゝに藤原時代と記し、は頗る長き年月の間を云ふなり、上は延喜天曆の頃より、下は保元平治の後に至る頃までなり、この年代は即ち華奢風流を旨とせし藤原氏一門の餘風に畫せられし優美鮮麗古に比なく後世に類なき一種の畫風の流行せし時代なりき、

唐畫の間より生れ出でたる金岡の筆法は、なほ勁雋にして森嚴なる風を存し、獨り優美鮮麗なるのみにはあらずりき、これ金岡の畫の完全にして千古の名手と呼ばるゝ所以にして、巨勢派の畫風は終始多少この風を失はざりき、而して弘高は巨勢家の中興とも云ふべき人にて、その事蹟の一斑をいはゞ榮花物語かゝやく藤つばの卷に、

弘高がうたゑがきたるさうしに、行成のきみ歌かきたるなどいみじうおかしう御らんせらる、

とあり、又初花の卷に、

これは弘高がかきたる屏風どもに、侍從中納言のかき給へるにこそはあめれ、い

つころはたれにふどりまさりのあるべき、
とあり、また今昔物語三十六の巻に、

今昔一條院ノ御代ニ繪師巨勢ノ廣高ト云物有ケリ、古ニモ不耻今モ肩ヲ比ル者
ナシ、

とありて、この他諸書に記するところ一々枚舉に違あらざる程なるが、その時代は
恰も藤原氏最盛の時代に際すれども、筆鋒はまことに俊技にして、畫風は優美の間
に森嚴の趣あるを見るなり、これより前き村上天皇の大曆の頃、宅摩爲氏起りて佛
畫をよくせり、然るにその子爲成非常の名手にして、遂に繪所の長者にまで進み
り、この爲成は康保頃の人にして、弘高より少し後に當れり、有名なる宇治平等院の
扉繪をかきし人なり、古今著聞集十一に云く、

爲成一日が中に宇治殿扉の繪をかきたりけるを、宇治殿仰せられけるは、弘高は
繪様を書て一夜なほよくあんにてこそかきたりしが、いかにかく卒爾には書く
ぞとなん仰せられける、

と、然れども今この平等院にいたりてこれを見るに、筆致縝密、着色その宜を得、麗
豊潤天下亦比ぶものなきに似たり、故に古人かつてこれを評して、その筆風のさは
やかなるところは巨勢の金岡相見等の風格に似たりといへり、まことに金岡をさ
ること遠からざるならん、かくて爲成弘高等の名手につぎて春日基光又出でたり、
基光は後拾遺往生傳上の卷に、

入道二品親王諱師明、長和天皇第四の子、寛弘二年乙巳八月一日誕生、寛仁二年出
家、法名性信、應徳二年九月二十七日遷化、内匠頭基光をしてその眞影を寫さしむ、
とある人なれば、後三條堀河等の御代頃の人なり、尊卑分脈によるに、姓は藤原にて、
地下傳には、

畫工基光、春日と號す、内匠頭に任し、相摸の人形を畫く、
などいへり、南都に住し、子孫は代々春日を以て號となし、佛畫を畫きて尤も名あり、
その筆法は、往時海内を風靡せし天平畫の骨格を備へ、佛畫としては端嚴微妙の様
を畫き出すに遺憾なるところなかりき、

藤原時代の上半期は此の巨勢宅摩春日三家の大名手が遞次輩出して互にその特
色を發揮し、南北を兩都の間に鼎立せし時代にてありしなり、而してこの外には僧

侶に圓心あり、珍海あり、圓心は源平盛衰記二の卷に、

宇治關白殿ノ中門ニ圓心法師ガ書タリケル難ハ、寒夜ノ曉ニ鳴ク事度々有ケリ
とあり、前章金岡の條にも引きたる尺素往來の文にも出でし名手なり、又珍海は本
願上人傳に、

南都の珍海は三論宗の棟梁、文殊師利の化現たり、勝鬘所説の深理に達し、實性佛
性の奥義を究め、又繪に於て妙を得たる師なり、爰に珍海大日如來の佛象を圖繪
する處、上人來り會してその佛を拜す、その後已講かねて問答申候佛像金剛界大
日如來一鋪手自ら圖繪し候、珍海の生涯の間身心をつくして圖し候ひて、上人に
渡し申され候、

又同畫の一言寺の下に云く、

寺家の説に云く、僧都珍海は禪那院に住す、よく舊記を畫く、その師三寶院定海珍
海をして曼荼羅の圖を畫かしめんと欲す、珍これを辭す、一夜山神珍が夢に入り
其の背て畫かざるを責む、而して橋上より蹴倒す、珍覺めて則ち曼荼羅圖を畫く
と、この二者共に古今の名手にして、甲は尤優美なる佛像を畫き、乙は端莊なる佛像

を畫く、共に今世に存するもの多し、

以上は即ち寛治天仁以前に於ける概勢にして、各家の技術に巧拙あり、各流の畫法
に一定の規矩あるにも拘はらず、一般に優美艶麗を帯びたる中につきてなほ且つ
稍逕々たる筆法を存し、方此の時代畫風の尤も發達せる時期たりしなり、これよ
り後人心の趨向は日々益々奢麗に傾きければ、畫法の如き漸く巨勢、宅摩、春日初代
の風を失ひ、一に優美を競ふの極は柔弱纖巧の筆のみとなれり、而して藤原隆能は
實にこの時にありて古今の名工たりき、隆能は大系圖十三の卷に、

正四位下因幡守賴成孫正五位下左衛門佐清綱、二男隆能藏人正四位下主殿頭繪
所祖、

とあり、人車記に、

仁平三年八月九日鳥羽金剛心院供養なり、晚頭勸賞を仰せらる正五位下藤原隆
能屏繪の賞、

とあり、この他諸書多くその事蹟を見る人なり、有名なる源氏物語の繪卷をかきし
も此の人にして、その畫今に存在せり、(徳川侯爵所藏)この後保元平治の亂を経て、天

下の形勢大に變ぜしも、人心の趨向はなほ同じく、藤原時代の書風は依然として存し、只異なるところは、その書風のますく優美を尙ひて纖巧に陥りしにあるのみ、而してこの書風は遂に平氏治世の時にまで存在せり、

平氏は甲冑の家を以て起りしと雖、その志を得て一族朝班顯貴の地に列するや、直に驕奢を極めて優游をこれ事とし、その風一に藤原氏の故の如くなりき、彼の入道清盛の如きも一般世人の想像するが如き勇猛一途の丈夫にあらずして、亦多少の風雅を解せし人たりしなり、安藝國嚴島神社に藏するところの法華經廿八卷は平氏一門の人々が相集りて寫し、どころにして、清盛の願文あり、その表裡には極めて優美なる圖書及びアシデエを書きたるが、その様實に藤原時代のものに髣髴たり、この圖は清盛等の書きしものといふにはあらずとも、平家物語三の卷に、

清盛公安藝守タリシ時、安藝國ヲ以テ高野ノ大塔修理セラレケルニ六年ニ修理畢テ後、清盛高野へ上リ、大塔ヲ拜シ、輿院へ被參ケル、娑婆世界ノ思出ニトテ高野ノ金堂ニ曼陀羅ヲ被書ケルガ、西曼陀羅ヲハ常明法印ト云繪師ニ被書東曼陀羅ヲハ清盛書ントテ自筆ニ被書ケルニ八葉ノ中尊ノ寶冠ヲハ如何カ被思ケン我

首ノ血ヲ出イテ被書ケルトゾ聞ヘシ云々、

とあり、この他太平記等にも清盛圖書のことを載せたるを見れば、その風雅の程思ひやられて、當時の美術が甚しき衰頽に陥らざりし所以をも推しはからるゝなり、要するは藤原時代は我が國力既に大に發達して、官民の富前代の比にあらず、三韓支那印度の文明をば既に悉く吸収し盡して亦餘蘊なきに至らしめ、一般の文物大に發達し、これに加ふるに太平久く打つゝきて人心甚だのどかなりしかば、繪畫の進歩と普及とは實に前古未曾有にして、上は天子后宮の貴きところより、下は朝官僧侶、庶士の類にいたるまで皆これをなさいるものなく中にも花山天皇の如き女御眞子の如きは尤風流の聞えありしなり、

第九章 鳥羽僧正の中興

藤原時代は壯大艶麗の書風を以て始り、纖細優美の書風を以て終れり、この纖巧の書風はもしこれを一新せざるに於ては、遂に恭徹して亦觀るに足らざるに至らん、幸にして鳥羽僧正一新機軸をこの間より出して、將に來らんとする鎌倉時代の書風を生み出せり、

鳥羽僧正は、尊卑分脈によるときは、醍醐源氏の一流大納言正二位俊賢卿の孫、權中納言從二位隆國卿の子にして、名を覺融と呼び、覺圓僧正の弟子を以て大僧正に昇り、天台の座主三井の長吏等に任せられ、當時の宗教社會にありてはまことに威權赫々たりし人なりき、その畫傳は詳に古今著聞集などに見えたり、同書十一の卷に云く、

鳥羽僧正は近き世には、ならびなき繪書也、法勝寺金堂の扉の繪書たる人也、いつ程の事にか、供米の不法の事有ける時、繪にかゝれける、辻風の吹たるに米の俵をおほく吹上たるが、塵灰の如くに空にあがるを、大童子法師はしりより、取どいめんとしたるを、さま／＼にあもしろう、筆をふるひてかゝれけるを、誰かしたりけん、其繪を院御覽じて御入興ありけり、其心を僧正に御たつね有ければ、あまりに供米不法に候て、實の物は入候はで、糟糠のみ入て、軽く候故に辻風に吹上られ候を、さりとてはとて小法師原が取りどいめんとし候が、あかしう候を、書て候と申されければ、比興の事也とて、それより供米の沙汰きびしく成て、不法の事なかりけり、

と、僧正の人となりは、この一節にて既に明ならん、信貴山縁起は、同寺に四卷存在して、その三卷は僧正の筆なり、三卷とは山崎長者の卷、尼公の卷、近喜加持の卷なり、ともに筆力の遒健にして、擒縱自在なるの狀實に驚くべし、この他僧正の眞蹟といへるものは、梅尾トガノオの高山寺にあり、飄逸輕快は志貴山縁起より甚しく、眞に見て以て愉快限なき畫卷なり

鳥羽僧正は崇徳天皇の保延六年に歿せし人なり、實に藤原時代の終末に出で、自ら一派の畫風を開けり、然るにこの後幾くもなくして、源平の争となり、尋で鎌倉幕府の創立となり、政治の局面大に變じ、從て人心の向ふところも、亦前日と異なりしかば、僧正の畫風は遂に自らこの時代を制するに至れり、

この時代も亦上下に名手の畫家甚だ多く、中にも藤原光長、法眼慶恩、藤原信實等は、この時代の初期中期に於て、巧妙を逞うせし人々なりき、光長は、有名なる年中行事繪卷六十卷を畫きし名手にして、畫工便覽に云く、

光長は越前權頭、筆力活勢にして最佳作なり、能く流水樹枝を得たり、と、名畫拾彙二の卷に云く、

藤原光長は邦隆の男なり、土佐氏累代業を墜さずといへども、光長に於て尤も傑出と稱せらる、嘗て勅命を蒙り、年中行事圖六十卷を畫く、詞は則ち雅經卿飛鳥氏の筆なり、按ずるに光長は後鳥羽帝の朝に奉事す、畫系以て經隆の子となし、或は經隆の孫となす、恐らくは並に是にあらず、經隆は建長中南殿の障子を畫く、これ以て其の誤を見るべきなり、

と、その繪卷の貴きことは土佐家傳に、

凡そ六十卷今存するどころ二十餘卷、畫刑部大輔光長、事々物々古を徵すべし、此繪及春日驗記、畫中の至寶なり、

とあるにて知るべし、法眼慶恩は白川樂翁公の當麻曼陀羅緣起上卷の奥書に

この曼陀羅緣起は住吉法眼慶恩が筆なり、筆力顯然として紛ふべからず、まいて住吉家の古記に慶恩曼茶羅緣起を志がきしことをしるし有をや、抑慶恩は元暦建久のころ攝津國住吉の繪所なり、されはこそ詞書せられし、後京極殿と代も合かなふべけれ云々、寛政五年十月九日左少將源定信かいつけ侍る、(花押)

とある如き人にて、時代しかど明ならず、土佐住吉繪所系譜には、經隆の孫隆兼の男

慶恩として、其傳には住吉法眼攝津住吉社の繪所にて、後白河院頃の人なりとせり、この慶恩の筆は、右の當麻曼茶羅の外に、不動利益緣起、地藏緣起、平治物語繪卷など多く大作のもの存在して、其畫風を見るに足る、要するに雄偉靈活、まことに變化の妙を極め尤も愛すべき風趣あり、藤原信實は隆信の子なり、元來この隆信も、一世の名手にて、日吉高野等行幸の圖を畫きしこと、玉海に見え、後白河法皇及び文覺上人等の像を畫きしことも、高雄の緣起に見ゆ、信實蓋しこれをつぎしなり、正徹物語上卷に、

爲繼は隆信の子孫也、信實は隆信の子也、信實は人丸書たりし人也、繪師にてなかりしかども、信實以上家に傳へて、繪をよく書侍りしなり云々、

とありて、子孫にまで繪事思想を傳へし人なり、さればにや一時の需用は悉く信實の門下に集りし如し、先づ明月記に、

嘉祿三年十二月廿八日信實に誂へて、新繪を畫かしめ、今日内裏に持參す云々、などの語あり、吾妻鏡二十五に、

承久三年七月六日、上皇後鳥羽上皇鳥羽なり、四辻仙洞より鳥羽殿に遷幸す、八日今日上皇御

落飾。御戒師御室道助これより先き信實朝臣を召て御影を摸せらる云々、
などあり、法然上人行狀四十八卷傳にも、

(五〇)

空阿彌陀佛は、上人をほどけのことくに崇敬し申されしかは、右京權大夫隆信の
子、右京大夫信實朝臣に、上人の眞影をかゝしめ一期のあひだ本尊とあふぎ申さ
れき、當時智恩院に安置する繪像の眞影すなはちこれなり、

とあり、而して京都の北郊北野天神に藏するところの、所謂北野天神緣起八卷、及び
梅尾高山寺の華嚴緣起六卷は、信實の眞筆にて、今に嚴然存在せり、その筆力の雄健
にして、運筆の擒縱自在なる、眞に鳥羽僧正を除きては、空前絶後とも謂ふべし、先年
御雇米國人フエノロサ氏北野緣起を見て、その優美巧妙なるに、吃驚せしとは、人の
知るところにて、素より左あるべきことなり、

熟考ふるに、始め鳥羽僧正、藤原時代の末世に出で、その畫風を一振し、飄逸雄偉の
畫を作りしより、今や鎌倉の初に當りては、光長、慶恩、信實の三大家、相ついで崛起し
その畫風各自一種の趣を存すと雖も、みな歸するところは、僧正の畫風にして、眞に
觀るものをして、快活の情を湧起せしむ、

鎌倉の世は、光長、慶恩、信實等の去りし後、名手なほ頗る多し、繪師賢慶、僧明、惠俊、賀圓、
伊及び土佐、春日、宅摩の諸家、皆著はる、中にも土佐の一家、及び僧圓伊は尤も名あり、
先づ土佐にては、經隆の子邦隆、その弟長隆等、建長文永の間にありて、佛畫をよくし
本朝畫史によれば、邦隆は嘗て五節の圖を畫きしことありき、尋で吉光は、所謂知恩
院什寶の法然上人行狀繪卷を畫きたりといふ人にて、非常なる著名の人なり、その
傳は、皇朝名畫拾遺の二に、

藤原吉光は越前權守光長の男、或は云ふ經隆の五男、從五位下土佐權守、善く神釋
人物を畫く、駿州沼津の妙海寺に、其の畫くところの伊勢八幡の神像に、日蓮上人
の題贊あり、士氣活動す云々、

とあり、法然上人の繪卷は、全部四十八卷あり、光長の年中行事繪卷と相對して、繪卷
物中の大觀と稱せらる、今同書の翼賛によつて聊かその狀を記せん、同書に云く、

此傳、洛東本山知恩院ニアリ、繪ハ繪所某ガ所圖也、言書ハ、第四十八、伏見院宸翰、第
一、二、三、七、八、但一段ハ後伏見院宸翰第十四、十五、息ヨリ下他筆ノ御二十二、又有人筆
二十五、二十六、上野國筆、三十三、三十四、三十五、三十六、勝尾寺筆、三十七、三十八、三十

(五十一)

九、四十二は後二條院宸翰第九、十、十一、十二、十三、十八、三十は青蓮院二品尊圓親王、第三十一は轉法輪三條太政大臣實重公第十六、十七、二十四伊豆國走馬、二十七、二十八、二十九、三十二、四十一、四十三、四十四遊蓮房ノ下他筆、四十五遠江國ノ下他筆、四十六、四十七、四十八は、姉小路從二位濟氏卿第四、五、六、二十三洛ノ下他筆、世尊寺從三位行尹卿云々、

と以てその概要を知るべし、當麻寺にも同じものあり亦吉光の筆と傳ふ、共に活動妙絶の名畫なり、次に圓伊法眼は本朝畫史二に傳あり、

圓伊法眼に叙す、六條道場一遍上人の縁起を畫く、蓋し十二卷あるあり、筆法宅間住吉に類す、その山川樹石、彩墨圓熟、意趣餘あるものなり、正安元年八月廿三日これを畫く、

と、一遍上人繪傳といへるものは、その種類甚だ多し、京都六條道場と、錦天神には各十二卷のものあり、同所四條道場には二十卷のものあり、藤澤道場には十卷のものありといふ、この他にもなほありぬべし、而してその十二卷のもの即ち圓伊の筆なり、

(五二)

第十章 託摩の奮起、附支那北畫の傳來

託摩氏の聞ゆるや久し鎌倉時代の初期に當りて、爲久といふものあり、本朝畫史二卷に傳あり、

藤原爲久は下總權守に任す、豊前守爲遠の三男にして畫圖に長ず、當時無双たり、壽永年中、源頼朝爲久をして聖觀音の像を畫かしむ、能久衣冠をつけてこれを畫く、圖成て洛陽に歸る、時に頼朝鞍馬を賜ふてこれを賞し、これを餞す、

と、次に爲行あり、本朝畫史に、將軍藤原頼經に仕ふとす、次に澄賀あり、頗る名手なり、畫史二卷に、

宅間澄賀、法印に叙す、性圖畫をよくし、佛像人物神妙に臻る、生氣活動かねて雜畫を工にす云々

と、又勝賀と云ふものあり、建久二年有名なる東寺十二天の屏風を畫きし人なり、その屏風今なほ同寺に存し、筆勢活動、着采鮮明、七百年の舊物も宛然新畫の如し、尤も名手と稱するに足る、而して鎌倉の末世に至りて、俄然宅間氏に一偉人を出せり、即ち榮賀これなり、

(五三)

これより龍支那は唐宋の世を経て、元の代となり、弘安文永の役より、彼我の交通中絶せしも、我が藤原時代の末より、こゝに至るまでは、我が僧徒の彼の地に至るもの甚だ多く、從てかの地の佛書を携へ歸りしことは、蓋し非常に夥しきことにてありしならん、もとより多くは宋元の代の畫なれども、唐書の風を帯びたるものも多かるべく、吳道子、張思恭、李龍眠、顏輝など、稱するものをも、請來せしならん、さればわが國の畫家にして少しく志あるものあらんか、必ずこれを謨して一家を立つるもの、生するは必然の勢なり、榮賀子は即ちこゝに着目せし人の如し、本朝畫史二の卷に云く、

宅磨榮賀は、釋迦文殊普賢の三尊を畫き、自ら宅磨と書す、世に多く宅間に作る、榮賀は勝賀の裔か、その實否を知らず、その佛像をみるに、頗る李龍眠顏輝に似たり、是れより先、未だこの躰を見ず、蓋し倭畫の古風を變じて、新に中華の筆法を學ぶものは、多くはこゝに始る乎、

と今世上往々榮賀畫ありそのいふところの如し、

第十一章 兆殿司の佛畫

宅磨榮賀既に大に支那北畫の妙味を取りて一機軸を出しけるに、相つひで兆殿司更に非凡の能力を以て大に宋元の趣致を參取して、日本佛畫の風格を一新せり、兆殿司は本朝畫史三に、

僧明兆吉山と號す、淡路の人なり、東福寺大道の弟子となり、小年より甚圖畫を好む、大道甚これを戒め、師資の約を絶たんとするに至る、是に於て、明兆以爲らく、凡そ道路に棄てらるゝものは破屣なりと、之によりて破草鞋を以て號となす、一日偶大道子の出づるを候ふて、不動の像を畫く、師忽還る、兆驚駭してこれを膝下にかくす、時に畫中火燄勃起して掩ふ能はず、これより師も亦その神に服してこれを戒めず、應永の間東福寺の殿主となる南明院に住す、その畫法、道釋の像宋の李龍眠を學び、宛然として觀るべし、及元の顏輝が躰に倣ふ、時々その圖式を用ふるものあり、その雲行水流は、天性自得、超絶神に入る、遠く宋元の間にも求むるに、相比するもの少れなり、山水花鳥その長するところにあらずと雖、佛像人物に至ては、兆を以て本朝第一とすべし、凡そ畫くところ巨幅あり、皆よく意を以て、その規を製す、而してその勢龍の飛ぶが如く、鳳の翔るが如く、凡筆の及ぶところにあらず、

(五六)

その東福にありて、作るどころの釋迦涅槃の圖、横二丈六尺、縦三丈九尺、畫圖の下に應永十五年云々の字あり、五百羅漢の圖、專顏輝の圖に働ふ云々、法堂の蟠龍、長十餘丈、始は紙面にこれを圖し、その後これを掲げて堂宇の天井に貼す、故に霖雨の侵すところとなり、年を逐ふて處々朽腐す、一旦暴風に吹かれ、片々飛揚して四方に散ず、京師これが爲に語て曰く、畫龍天に昇ると、その殘片今に常樂菴にあり、鱗刺恰も生けるが如し、凡そ天井の畫龍兆を以て權輿となす、始め明兆老母淡路國にあり、病に臥す故に一ひ兆を見んと欲す、兆時に東福寺にあり方に五百羅漢を畫く、その功未だ半ならず、老母の命に背くと雖、佛像圖畫の事又これを捨つるに忍ひず、因て自ら眞を寫して、これを母に致し、その心を慰む、退耕菴性海その像に贊して曰く、衣破れて戒破れず、身貧にして道貧ならず云々、勝定院義持公甚だ兆が畫圖を愛す、故に時々これを招く云々、

とある人なり、その畫今に東福寺にあり、縱筆揮灑、その健腕の程驚くに足るべく、而してその他更に精密嚴謹、上古の畫に譲らず、實に我が國佛畫の王と稱せらるゝも、偶然にあらず、門下に勘殿司あり、亦有名なり、

第十二章 減筆法の入來

減筆法とは、もと南畫の人の云ふどころの筆法なり、こゝに所謂減筆法は、馬遠夏珪牧溪の粗率なる筆法を指すなり、抑も重厚艶麗の畫は、數百年來行はれ來りて、今や筆法粗率、影似をつとめずして、氣韵高尙の畫の行はるべき時とはなりぬ、而してこの需用に應せしは、實に僧如拙その人なり、如拙は本朝畫史の三に、

僧如拙は九州の人なり、相國寺に居り、よく山水人物花鳥を畫く、南宋の馬遠夏珪溪玉潤、及び胡元の顏輝に似たり、古來の倭手畫をよくするもの未だ宋元の風を學ばず、如拙始めてこれを學び、大にその法を得たり、

とあり、今その畫の風格飄逸蕭洒にして、氣骨清秀雄健を極め、而して其の間、自ら温雅沈着の趣をも存す、次に周文は、如拙の衣鉢を受けて、宋元の風を學べり、本朝畫史三に云く、

僧周文春育と稱す、相國寺にありて都司となる、その畫くどころの淡彩の山水人物花鳥は、馬夏顏○馬遠夏珪の法を用ひ、墨畫は牧玉潤○牧溪夏珪の奥を極む云々、近世雪舟小栗狩野の徒、文を以て階梯となし、宋元の堂に上るを得たり、

ど、その書風幽遠にして高雅、沈着にして温潤而して如拙に比すれば、更に骨力の強きを見る、能阿彌、及び小栗宗丹、曾我蛇足等、相つひで周文の筆力を學び氣韻を尙びて形似の區々に關心せず、能阿彌の事は書工略譜に、

能阿彌は、東山慈院義政公御時、花草虫魚墨繪、万事牧溪を學ぶ、

とあり、本朝書史三に、

眞能は能阿彌と稱す、公方家に仕へ童朋たり、古今の書書を鑑定す云々、専ら牧溪を慕ひ、周文を師として墨蹟をなし、則ち筆力稍健然云々、

とあり、小栗宗舟は本朝書史三に、

小栗宗舟、蓋し俗名を知らず、性圖書を好む、筆を落せば雄偉、自ら一家をなす、周文を師として概ね清潤なり、室町家に仕ふ、且新年毎に書扇一柄を献せんことを請ふ、飯屋左右衛門に命してこれを許す、中年相國禪寺に入りて、髪を剃りて僧となり、宗舟上座と稱す、一日宗舟別號を蔭涼軒季瓊和尚に云ふ、以爲らくその書の神妙や、牧溪の筆法に比すべしと、因て自牧と號す、これより後世人自牧を以てこれを呼ぶ、宗舟特に山水に長ず、その景中の態、煙雲の變滅、林泉の點綴、自ら天成の趣

あり、その山水や牧溪玉淵二家の法を學び、又夏珪馬遠を學ぶ、その筆を用ふる周文よりも潤に、雲舟よりも柔なり、人物を書くや、筆を行ふこと磊落花鳥を書くや、色を設くること稍麗なり、然れども動植の生意を得て、又倭書を見ず云々、とあり、而して以上の諸家は宋元南北書の氣韻を逐ひしも、要するに沈着幽靜を失はず、獨蛇足に至りては、その趣稍豪放にして、以上の諸家に比すれば、更に筆法粗率なり、本朝書史三卷に云く、

曾我蛇足はその諱を知らず、越の前州の人にして、世々武臣たり、性書を好み、周文を師として山水人物花鳥を畫く筆力粗にして、その師に似ず、氣韻蕭疎、細黒の拘はるところにあらざ、嘗て純一鉢と師檀の縁あり、故に大徳寺眞珠菴の方丈に畫く、然して倭書を見ず云々、寒山拾得云々、濃墨を用ひて、鹿筆草書の如し、勢甚豪放のみ、

と、然れども書風の幽玄峭勁にして、沈着の氣風を陰然に活動せしむるの力に至りて、周文に優ること數等なりとす、

嗚呼、如拙一び起りて宋元の風を輸入し、周文これを大成して名家相つぎ、以て東山

時代の書風を煽起せり、

注意し本朝書史には、明兆は義持に仕ふとなし、或書には如拙は義滿に仕ふとなし、而して丹青若木集には、如拙は明兆の衣鉢をうけしものとして、諸説一ならず、

第十三章 土佐家の雄視

基光一び家を起してより、土佐家累代その人あり、鎌倉時代の始に光長次に吉光等あり、而してその終には高階隆兼土佐光秀等の出づるあり、隆兼は崇光院御記貞治五年十二月十八日の條に、

此の日、大納言藤原朝臣琵琶傳業の事あり、菊亭と號す、南面小堂二ク間を以てその所となす、その儀、佛壇中史に本尊妙音天の像をかく、西園寺妙音堂本尊を以て、繪所の預隆兼朝臣これを寫す、後伏見院御時の本尊なり云々本文を註すを合せて記す

とある人にて、有名なる春日社驗記二十卷をかきし名手なり、この書卷は、年中行事繪卷、及び法然上人行狀繪卷につげる大作にして、今世なほ十四卷を存せり、温雅優麗の様實に美術の極度たり、而してその書風は光秀に至りては、更に喜ぶべきものあり、光秀は皇朝名畫拾遺の二の卷に、

藤原光秀は、吉光の男、從五位下飛騨權守たり、畫に工なり

とある人なり、土佐の系圖も亦吉光の男とせり、狭衣物語繪卷は傳へて光秀の筆と云ふ、その畫を見るに巧緻纖密、傳彩濃麗にして、温雅清妙、土佐家の真相を發揮して、眞に展觀飽くことを知らざらしむ、室町時代の始に行光あり、應安元年四月朔日鹿苑院殿御元服記に云く、

御櫛手巾、長六尺、横三尺六寸、加賀絹三幅文は白菱繪所行光これをえがき進む、

と、次に行廣あり、亦繪所に任せらる、應永頃の人なり、詳に教言卿記應永十四年六月二日以下の條に見ゆ、融通念佛緣起繪卷の筆者を以て世に著はる、同時に六角寂濟あり、亦融通念佛緣起繪卷の筆者なり、その繪卷の裏書に云く、

前繪所預、散位藤原朝臣前兵部少輔入道寂濟。

と、常樂記に應永三十一年庚辰寂濟入道六角所往生繪とあり、また同時に光顯あり、甚名手たりしこと、書工便覽四の卷に見ゆ、今熟々以上の畫くところを見るに、土佐家の書風は基光に始り、光長吉光に一變し、今又隆兼寂濟の間に於て、三變を來せしものゝ如し、鑑らば則ちこれより更に第四の變革あるべきことは、當然といふべし、粟田口

隆光、この後久しからずして出で、土佐の家格を變じて、自ら一家を開き、春日書所となりて、遂に南都に雄視するに至りし如きも、漸次に土佐の變革を示す前表なるべき歟、然れども、これ等は未だ直に土佐の變革といふべきものにあらざるなり、夫れ土佐家は、應永に二三の名手出でしより、後、室町氏の中世は聞として聞ゆることなく、我が義術界は、宋、元、明、書風の専有に歸し、明、兆、神啓の佛畫あり、如拙、周、文、真、能、及び宗丹、蛇足等一派の旺盛を極むるあり、眞藝、眞相、并に狩野、祐、勢、古、法、眼、等、の、その、技、を恣にするあり、雲谷一派のその妙を致すあるのみなりき、かくて室町の末世に至り、俄然土佐家第四變の時期は到來して、光信の出づるあり、光信は本朝書史二に、土佐光信は、藤原廣周の子なり、藤原氏の支別たりと雖、家世々土佐を以て官に任し、譜代たり、故に世俗土佐をよびて氏となす、右近將監に任じ、繪所預たり、明應五年、刑部太輔に任ず、その倭様を畫くや、悉くみな前古は輝映す、時に凡そ古來倭畫の名あるもの、藤信實、僧覺猷、宅間住吉等これなり、今光信これを兼ね、これを合すその意を得てこれを和け、これを暢べてその法を立つ、その人物意を用ふるどころ、身軀衣冠の姿と、男鬢婦髮の態とにあり、その彩墨の質、共にみな細筆を用ふ、彩

畫金碧を施し、墨畫は輕暈を加ふ、内に筆力を有つて、外惟逸遊、芳艷の情、纖麗にして雅、以てその巧妙を窮む、故に歌書、草子の詞を畫き、以て宮院閨房の玩となす、則ち諸氏の畫工も亦その格を用ふるなり、又近世漆器描金、その宋畫の法に倣ふ云々、光信は尤も倭畫に功あるものなり、
 とある人なり、畫王便覽五の卷にも傳あり、云く
 按するに、土佐家代々これありと雖、中興斷絶す、故に今、光信を以て始とす、光信は土佐將監と云ふ、冠してその名を代々にす、圖繪光細にして、彩畫益潤色す、人物に長し、佛像に精し、河内譽田八幡宮緣起たれ住吉法眼の畫くところなり、時に普光院義教公、私の社に渡御せしめ、緣起を捧げてこれを鑑覽せしめ、未だ成就せずして足らざるところあるにより、光信に仰せ下されてこれに畫き加ふ、一々濃細にして、誠に精妙なり云々、

とそれかくの如き、土佐家中興、倭畫復興の大名手なるが故に、もとより當時に用ひられしこと、論ずるまでもなきことにして、詳に宣胤卿の日記、永正十四年五月二十三日以後の條に、光信の朝廷並に公卿間の依屬をうけて、揮畫せしこと見ゆ、光信既

に一世の名家たり、その子光氏父に及ばずと雖も、亦一方に雄視して、家聲を墜さるに足りき、本朝書史の二の卷に云く、

土佐光茂は、光信の子なり、享祿五年刑部大輔に任じ、又土佐を兼ねて、右衛將監に任ず、正五位下に叙す、予が見るところの和州當麻寺、中將姫縁起、風情餘あり、能くその規矩を世々にす、

とこの後、光元、光吉共に光茂の子を以て、その業をつぎしも、家聲漸く墜ちて、遂に振はず、以て徳川時代、光起の出づるを待てり、

第十四章 狩野氏の勃興

東山時代の盛時に當り、家名林の如く起り而てし諸派諸流みな宋元明の風を摸倣し、以て倭畫の面目を改新せし、その結果として、こゝに一種の倭畫起れり、そは畫風土佐の結構より來りて、宗丹、周文等の粹を含み、氣骨稜々全く日本古來の筆法に異りたる畫法なり、これを狩野派となす、狩野派の祖先は、祐勢正信といひし人にて、その子古法、元信に至りて、以上の畫風を大成せり、正信は稍傑秀の人たりしのみなれども、元信は古今の名手にてありき、先づ正信の事は本朝書史四の卷に、

狩野正信は大炊助と稱す、剃髮して名を祐勢といふ、藤氏の支別にして、相州小田原の人なり、曾て公方慈照院に仕へ、近侍たり、畫法周文を師とす、又小栗宗丹を師とす、而してよくその趣を得たり、人物は宋の梁楷に倣ふ、始め公方家金殿を造り、宗丹をしてこれを畫かし、未だ竟らずして死す、この時に當り、雪舟明に入りて未だ歸朝せず、故によくその功をつぐものなし、舟の明より入るや、泉州堺の津に宿す、その家に花鳥の屏風あり、舟これを視て曰く、美なる哉、吾が友小栗宗丹に似たり、又自然にして至るものあり、これを誰とかなすと、主人曰く、先に公方の臣狩野大炊助といふものあり、自ら謂ふ書を宗丹に學ぶと、これその人の畫くところなりと、舟京に歸る、公方家命じて曰く、宗丹殿に畫くの功未だ終らずして死す、子須らくこれを成すべしと、雪對へて曰く、幸に狩野氏の子なり、近臣の中にありて、畫を善くすと、况や金殿の畫、僧に宜しからず、公の曰く未だ知らざるなりと、乃ちこれを以て繼ぎ畫かしむ、然る後、正信の畫をよくすると知る、その筆法意に適して、定法なし、獨り格式を超ふ、元信を得るに至り、狩野氏遂に天下畫工の長となる云々、

と又同書の三の巻に曰く、

狩野祐勢始め宗丹を師として書を學ぶ、孜々として而して後祐勢をして同文の弟子となさしむ、狩野の伎藝はこれより起れり云々、

と、正信の子元信は即ち古法眼といひし人にて、古の金岡、中古の信實、光長、吉光、慶恩、近世の明兆、雪舟等に相對して、優るところあるも、劣るところなき名手なり、先づその傳を掲げんに、本朝畫史四卷に、

狩野元信は、祐勢の長子なり、小名四郎二郎、始め大炊助と稱す、後越前守に任ず、祝髮して永仙と號す、曾て法眼位に叙す、書を學びて遠く父に過ぐ、遂に一家をなす、世に古法眼と稱す、狩野氏の宗とするところなり、家は上京にあり、人呼で狩野厨子と爲す、その書を爲くるや、温良にして細密、滋潤として清秀なり、山水、人物、鳥獸、花木、俱に妙處を究め、殆ど神品に入る、永正の間、數幅の山水、花鳥を作り、南舶に附して以て明國に達す、知勤城の鄭澤、これを觀、日本五百年來、未だこの品のあるを聞かず、若夏士良が時に遭はば、必ず圖繪寶鑑の列にあらんと、乃ち書を贈て曰く、吾れ先生の畫彩を見るに、恰も趙昌が如く、又馬遠の如く、筆跡甚だ觀るべし、進貢

の船來る時、我が國に遊ぶを得るが無くんば、必ず先生門下の弟子となさん、希くは傳達せば幸とせん、起居拜知、勤城、鄭澤、狩野四郎二郎先生坐下、正徳五年仲春書す、と、然れば則ち元信惟に名を本朝に得るのみならず、異域に於て、その技に服するに至る、元信少うして貧し、嘗て出で、山川の勝を尋ね、胸臆の蘊を開かんと欲し、自ら小藤匣を負ひ、麻衣畫具を藏めて、芳野、高野に往き、根來、熊野に到り、意に適するところ、みな筆跡を遺す、悠々蕩々更に歸るを忘る、その畫を得るもの甚珍とす、故に旅宿その價を求めず、凡そ元信學ぶところの山水は、則ち馬遠、夏珪、牧溪、玉澗、及舜舉、子昭が濃色、人物は、則ち馬遠、夏珪、梁楷、顏輝、花鳥は、則ち趙昌、馬遠、舜舉、倭畫は、則ち信實、光信の法により、その短なるものはこれを除き、其の長するものはこれを取り、人をして正門に入り、直路を行かしむ、その畫に功あるや大なるかな、と元信の氣風、畫風が我美術社會に及ぼしたる勢力の一斑は、永細氏の才筆、これを寫し得て亦遺憾なしといふべし、元信の畫は多く京都の寺院に現存せり、壯年の畫は奇拔飛動の勢力に富み、老年の筆は多く着實老練の致ありて、畫風一見、眞に古今の大家たる妙趣を有せり、爾來その一族子孫、江戸三百年の畫權を握りしは、亦偶然

にあらざるなり。

(六八)

第十五章 宋元明諸格鍾秀の時代

室町の中世、如拙周文等、宋元の風を傳へしより、天下の畫風一變して、爾來諸家皆その風化を蒙らざるものなし、この時に當りて、直接に二家の衣鉢をつぎたる、眞能宗丹、蛇足等の外、畫名を以て鳴るもの、東には啓書記あり、西には眞藝、眞相、及び雪舟、秋丹、雪村等、顔、并に狩野の一派あり、みな各自一家の法を立て、一世を聘睨すと雖、要するにその畫趣の歸するところは、宋元明の風にあらざるなし、實に室町の中葉以後は、宋元明の畫格を鍾め、これが秀所を抜き、我が繪畫の一大改良をなしたる時代といふべきなり。

啓書記は、相州鎌倉五山の隨一、巨福山建長寺の記室にして、名を祥啓といひ、貧樂齋と號す、嘗て京師に到る、眞藝その畫を觀て大に喜び、乃ち家藏の珍畫を出して、盡くこれを示す、啓これより大にその畫力を養ひ、遂に以て關東に一旗幟を樹つるに至れりといふ、啓書記の畫風は、周文に似て、その力殆ど相匹敵するに足るが如し、傳は本朝畫史三にあつて曰く、

僧祥啓、墨畫は牧溪を學ひ、その傳周文より出づ、佛像人物山水をよくし、尤雜畫に工なり云々、

と眞藝眞相二氏の傳亦同書にあり、云く、

眞藝は、藝阿彌と稱し、家叟と號す、眞能の子なり、われ仙人を畫く、屏風を見る、筆法眞能に似て、稍氣韻あり云々、

眞相は、又相阿彌と稱す、眞能の孫眞藝の子なり、鑑岳と號し、又松雪齋と號す、祖父と相ついで、童朋に侍す、兼ねて茶人たり、公方慈昭院家に仕ふ、山水人物花鳥の墨畫を爲くる、又淡彩を施し、清雅愛すべし、その傳周文より出づ、その筆を用ふるや、牧溪を主とす、東山の左右に陪して、宴會ある毎に、詩歌を賦し、圖書を作る云々と、世に能阿彌、藝阿彌、相阿彌を、東山の三阿彌と稱す、今その畫往々京師に存す、三阿彌の風は、如拙周文より出で、その畫格は、宋元の間であり、而して相阿彌は尤鑑定に長し、その記録に臺觀左右帳記あり、

雪舟は、又曠世の名手なり、今その傳を觀るに、本朝畫史三に云く、

僧雪舟、諱は等揚、備の中州赤濱の人なり、今に到て、赤濱の田間に雪舟産するるとこ

ろの地あり、天性書を工にす、如拙及び周文を師とす、その法を得て更に新意を出す、寛正年中、海舶にのり、大明に入りて、四明天童に登り、第一座となる、又扶桑紫楊等楊といふ明にあるや、當時能書の人を問ふ、明人曰く、今世能書その人に乏しからず、中につきて、李氏張氏推して、一双の高手となす、等楊その書くところをみて曰く、我れ遠く明國に遊ぶ、その志書師を求むるにあり、今二師の跡を見るに學ぶに足らず、然れば則ち大明國裏師とすべき人なし、唯、明國名勝の地山川草木、これわが師なり、然れば則ち師はわれにありて人にあらず、豈他に求めんやと、是より激勵怠らず、圖書奇をなす、大明の君臣共にその美を稱す、遂に勅を奉じて、禮部院の壁に畫く、又榮ならずや、成化年中、歸裝を促す、歸望の後、周防山口の雲谷寺に居る、故に雲谷と稱し、或は雲谷軒と號す、その妙處に至りては、これを天性に得たり、古人か蹤跡をふまずして、既に一家を立つ、尤も山水に長じ、人物これに次ぎ、花鳥又これにつぐ、兼ねて牛馬をよくして、龍虎これにつぐ、凡そ人物牛馬に於て、筆を一點して成る、この法雪舟より始む云々、毎に畫かんと欲する時は、微醺の後尺八の數聲を吹き、或は詩を吟じ、歌を唱へ、箕座盤溲して、筆をとるに及では、意氣揚々として龍の水を得たるが如く、鋪排草々として成る云々、

と、雪舟の畫は、天下の諸寺到るところに藏し、容易これを見るを得べし、皆法格森嚴にして、筆墨沈勁を極め、中には風神縹緲にして、氣韵清逸を極めたるものもあり、秋月雪村二人は、共に雪舟の弟子にして、秋月は本朝畫史三に、

僧等觀秋月と號す、本姓は高城氏、世々武門にして、薩州の太守に仕ふ、後髪を削りて僧となり、時に雪舟を師とし、畫圖をよくす、乃ち師に従て、中華に入りてその名を得たり、よくその所傳を得ると雖、聊か己の意を出す、而して水墨に長ず、雜畫標格清秀、諸徒に勝る、故に秋月が畫くところ、その印なきもの、世人誤て雪舟の筆となす云々、

と、雪村も亦同書に傳あり、云く、

僧雪村、諱は周繼、鶴船翁老と號す、佐竹の一族にして、常州部垂村田郷の人なり、その父雪村を廢して、その庶を立てんとす、これに因て、髪を薙ぎて僧となす、性畫を好み、雪舟の筆法を慕ふて、終に師弟の義を約す、學ぶところ、天真を失はず、潑墨雅談、務めて華藻を去る、大抵略は新意を出す云々、

と、今二氏の筆を見るに、秋月は筆々皆その師の法により、雪村は筆々みなその師の逸氣を受けたるが如し、即ち甲は雪舟の再生に似、乙は寧ろ宋風に近しといふべきものなり、この他、雪舟の下に宗淵、楊月、雲溪等あり、秋月の下に波月あり、みな名手と稱せらる、而して、この雪舟一派を雲谷派と稱せしは、實に原等顔より始まるといふ、扶桑畫人傳三によれば、等顔は肥前の人にて、初は狩野松榮に學び、後に雪舟の衣鉢をうけ、山水人物花鳥等、皆水墨と淡彩にて書き、奇韻甚高し、この時毛利輝元、雪舟の筆法を傳ふるものを求む、等顔これに應し、ために畫名大に轟き、遂に雲谷を氏としたりしに似たり、天正中の人にて、この時は既に桃山時代の雷吹き出でなんとする頃なりき、

(七二)

第十六章 桃山時代の畫風

美術上に於ける桃山時代とは、いかなる時代ぞ、これ豊氏尾陽の民間より起り、一喝天下を懾伏せしめて、海内を掌握し、聚樂伏見大坂の三大城を築き、金湯白雉一世の豪華を極め、壯麗雄美の美術を愛玩して、飽くことを知らざる時をいふなり、この時に當りて、狩野永徳、同苗山樂、及び長谷川等伯等の巨手輩出して、各々自ら得意の筆

を揮て、豊公の豪邁雄偉の氣に應したり、是れより前、東山の時代に當りては、天下の争亂その極に達し、東山公自ら引退して、世間の紛擾を厭ひ、氣風何となく禪味を帯ぶるを以て、その畫風も楚々清淡の趣を肩せしが、茲に至て、一世の氣風は全く前者と異り、且又繪畫の需用は、茶室小卷等を以て満足せし前代と同じからざるを以て、畫風忽ち雄壯盛麗を極め、金殿の巨障、玉樓の高壁、方丈の大幅も、淋漓たる蘸筆の墨汁と、燦爛たる飛沫の金粉とにて吐嗟の間に成るが如き、大結構の畫は生出せり、いで、その狀を詳示せん、天正中狩野元信の三子に松榮といひし人あり、永徳は即ちその子にして、その時代の大建物なり、本朝畫史に云く、

永徳、始の名は源太郎、松榮の長子にして、元信の孫なり、狩野家の嫡流にして、教を元信に受く、山水人物花鳥皆細畫をつくる、間々大畫あり、之れを望むときは、即ち舞鶴奔蛇の勢に似たり、その人物岩木花草祖先にすぐるあり、豊臣秀吉公聚樂大坂の二城を築き、大殿をたつ、永徳をしてその金壁に畫かしむ、當時の諸侯大夫の第、亦大厦を營む、金壁を設くるときは、即ち必ずその畫を求む、然して永徳細筆に暇なし、専ら大畫をつくる、或は松梅長さ一二十丈、或は人物高さ三四尺、その筆法

(七三)

みな粗にして草なり、然れども元信とその優劣を論するものなし、墨畫は葉筆を用ふ、大抵祖風ありて、頗る新意を出し、恠々奇々自ら前輩不傳の妙を得たりと云、

(七四)

と、山樂の畫亦甚だ大畫に富む、その畫風は永徳より稍沈着なれども、奔逸雄麗の様相似たるところ多し、その傳亦畫史四の卷にあり、云く、

狩野山樂は近江國蒲生郡の人なり、本の氏は木村、名は光頼、小字平三、木村永光の子なり、永光初淺井氏に仕ふ、既にして豊臣秀吉公に謁して近侍たり、公見て之を奇として曰く、汝丹青を好むかど、乃ち當時畫工の長、狩野永徳に附して學習せしむ、而して後臺命により、父子の義を約し、狩野氏を授け、修理亮と稱す、筆を用ふること、専らその正傳を得たり、然れども、猶士林の列に接す、その畫くところの龍虎鷹馬頗る出藍の作あり、人物花禽崑木、亦永徳大畫の風を追ふ云々、
と等伯も亦同卷に傳あり、云く、

長谷川等伯、初の名は久六、能州七尾の人、而して世々染色家なり、久六に至りて畫を好み、遂にその家業をすて、京に入り、太秦の廣隆寺に寓す、狩野氏の畫法によ

りて後己が意を立て、以て一家を立て、自ら雪舟五代といふ、然して等伯略才あり、凡そ諸畫大幅に至りては作らざるなし、老年に及びて筆力衰へず、鹿野の瓊琤ありと雖、又豪氣の風跡あり、時輩之に及ぶものなし云々、
と、等伯の畫は、今多く京都の寺院にあり、疎惡の癖、實に畫史の説の如しと雖、豪壯の筆百世を聘腕するの癖は、亦桃山時代の特色を表して限なき味あり、
茲に又この時代に當りて、永徳の門下より起り、全く宋風をとりて、狩野の畫風を活動せしめたる一大名手あり、之を海北友松とす、友松名は紹益、江州堅田の人なり、初め永徳に學び、後去て朝鮮に遊び、宋及梁楷の筆意を得、遂に一家を大成し、京師にありて大にその技を揮ふ、山水人物草花鳥獸、悉く梁楷の渴筆法を用ひ、王公貴紳の愛玩實に甚しかりき、その子に友雪あり、友雪の子友竹ありしが、この二代は全く狩野の風を學びたり、

第十七章 朝廷幕府繪所の繁昌

土佐家は藤原氏の一門を以て、古來官位共に高く、基光以後常に繪所に奉仕するものもみな四位五位を以て、國守の任を帶ぶるもの多し、散官な鎌倉室町を経て、徳川

(七五)

氏に及ぶも、なほ朝廷の繪所に仕へて、相當の官位を帶べり、凡古來朝廷の繪所は、大寶令畫工司の沿革せしものにて、諸氏の名家之に任ずるも、土佐家のもの尤も多くして、土佐家は外觀上自ら朝廷繪所專任の家の如くなれり、然るに今や、狩野家の起るありて、名手世々その家に出づるに及び、土佐家と相並びて朝廷の繪所に仕へたり、而して狩野家の書法は、之を土佐家に比する時は強健にして自ら武士と長袖との異なるが如き觀あるを以て、遂に江戸幕府の需用は狩野氏に歸せり、爾來兩家相並びて、朝廷幕府の繪所をつとめ、奕葉各名手を出し、以て多士濟々たる、徳川時代の美術界に雄視せり、いざ是れより二家の詳狀を説かんに前章記事の聯絡により先づ狩野氏を初に述べんとす、

狩野氏は永徳の長子に光信あり、永徳の歿後に家法を傳ふ、されども夭死して、書系はその弟孝信に落ちたり、孝信は永徳の筆法を守りて、別に新機軸を出したることなし、されども書法稍祖父と異なりて、將に來らんとする、探幽の趨趣は、既にその間に顯はれたるを見る、孝信に三子あり、長は守信、即ち所謂探幽なり、次は尙信、季は安信と云ふ、さてこの時より、狩野氏は三家に分れ、安信家をつぎて之を中橋狩野とい

ひ探幽を鍛冶橋狩野といひ、尙信を木挽町狩野といへり、而して探幽は絶世の巨匠にして、古來の祖法を一變し、自ら空前絶後の一機軸を出せり、本朝畫史四に曰く、守信は、永徳の孫、初采女と稱す、剃髮して探幽齋と號す、孝信より繪所を預る、故に探幽南殿の賢聖を畫くもの兩度に至る、曾て丹青の妙術に父に超越せり、海内獨歩更に異論なし、上王公より、下賤隸に至るまで、之を珍とし、之を重むず、金玉を以て募索すること、古今に冠たり、猶一時の好に従ふに足れり、以て畫く所、本雪舟が奇蹤を慕ふ、是に於て、筆墨飄逸、傳彩簡易にして、自然に狩野氏を一變す云々、と探幽の事蹟は、一々記するに遑あらず、要するに古祐勢古法眼并に雪舟雪村等の氣骨風韻となり、土佐の圓柔と宋元名手の筆法を加へ、以て百世を睥睨するものなり、探幽の弟子に久隅守景あり、亦一世の名手なり、尙信は探幽につげる當時の名手にて、その筆法之に似たり、獨常信は尤も狩野家の本色あり、故に宗家をつぎしなり、この三家は共に江戸に住して幕府の繪所たり、

又山樂の子孫は、京師にありて、山樂の義子山雪、蛇足軒と號し、宋の牧溪の筆意を得て、頗る妙なり、その子永納、山靜又梅岳一陽齋といひ、安信の畫風を學ひて、狩野の家

風をつぐ、又一族に狩野洞雲あり、元祿比の名手なり、さて又記事の順序よりこゝに附記せざるを得ざるは、英一蝶のこゝとなり、一蝶氏は多賀名は信香、字は君受、大坂の醫多賀伯菴の子なり、長して江戸に來り、狩野安信の門に入る、狩野の秘奥を究めて、その書一世に秀拔す、間々戯書を書き、風韵尤も掬すべし、近世戯書の祖といふも可なり、

土佐家は、室町の末光信の中興せしより、光茂光吉等を経て、漸次に衰頽せしが茲に當元祿の頃に當りて、光起の出づるあり、俄然家聲を挽回して、一世を風靡せり、先づ書乘要略によりて、その傳を記せん、

光起は、光則の子なり、元祿中左近將監に任じ、繪局を掌る、後薙髮して常昭と號す、法橋に叙す、人物花鳥をよくし、盡く佳妙にいたる、これより先、土佐氏書格漸く衰ふ、光起に至り復大に振ふ云々、

と扶桑書人傳によれば、光吉廿二歳の頃、故ありて泉州境にあり、光吉の門人某に學び、夫れより土佐の古名書を摹し、和漢名家の奥儀を探り得て、遂に名手に至り、書くところの源氏の圖、宮殿樓閣、月卿雲客、草木花實、鳥獸虫魚の動靜まで、筆作殆ど生けるに似たりきといふ、元來土佐は、光信の頃より、既に土佐の風漸く薄らぎ、その狩野氏と婚せしよりは、更に狩野の筆法を交へ、こゝに至りて全く狩野に類するに至れり、世に光長光信、光起を土佐の三筆と稱す、この後土佐家には、別に記すべき名手なし、然れども皆繪所に列して家名繁昌せり、住吉家には、光吉の次子廣通、其子具慶等相つひで土佐の家法により、頗る名書を出し、朝廷并に幕府の繪所に仕へたり、

土佐の流をくみて、その書名の古今に高きもの、この時亦二三あり、即ち光悦宗達、光琳等なり、今記事の順序により之を附記す、光悦は詩畫の名工にして、本姓を松田といひ、氏を本阿彌といふ、能書の聞えあり、海北友松を師として、之に又土佐の風を交へ、更に一家の風を立て、逸格を主とす、設色濃厚、尤美麗なり、宗達は名を次悦といひ、氏を野村といふ、通稱屋號を俵屋といふ、能登の人にて、加州金澤に住す、京師に來りて初狩野の風を學び、尋て古土佐の風に入り、更にその間より一新機軸を出せり、金碧燦爛、傳彩重厚、實に富麗を極む、寛永年中の人なり、光琳は全くこの書風を逐ひしものなり、光琳氏は尾形、名は方祝、俗稱は雁金屋といふ、京都の人にして、江戸に住せり、主に宗達の書風により、更に古土佐の風を加へ、又交ふるに光悦を以てし、美麗

の設色、一世の耳目に奪ひ、天下稱して一時の巨匠とす。

(八〇)

第十八章 浮世繪の流行附春畫

浮世繪とは、浮世の様を直寫して、毫も修飾なきものといふ、この流の繪は、我が國古來なきにしもあらざれども、先づ近世にては、岩佐又兵衛を祖とするが如し、諸書の傳ふるところによれば、又兵衛は荒木村重の子にして、天正七年村重織田氏の爲に滅せらるゝや、又兵衛時に年二歳、乳母に伴はれて京都にかくれ、後に越前に奔りて岩佐氏に養はると、とにかく、土佐の風を學び、細筆を用ひて、密に當時の風俗を畫く、設色美麗にして卑しからず、よく時好に投じ、その流大に世に賞せらる、寛永年中に歿すとの傳へもあり、その春畫今世に存す、春宵秘藏の狀、寫し得て眞に逼れり、元來春畫は支那に流行するものにて、我が國にもはやくよりありしならんが、又兵衛に及んで尤もよく眞を寫すに至れりといふ、この後元祿の頃、江州大津に又平といふものあり、故又兵衛の風を學び、鹿略の佛畫を畫きて、これを賣れり、世にこれを大津繪といふ、同時に又菱川師宣といふものあり、友竹と號し、吉兵衛と稱す、房州の産にて、父は繕箔師菱川吉右衛門といへり、江戸に來りて、土佐の畫風を學び、更に又兵衛の

風を信じて、これを摹し、遂に浮世繪の名手となれり、狩野の風をも交へて、畫風強健なり、尋で宮川長春あり、江戸の人にて、土佐の風を學び、更に浮世繪に入りて、その奥を究め、又兵衛と相拮抗する勢あり、元祿享保年間の人なり、この頃又江戸に鳥居清信といへるものあり、菱川風の畫を學び、更に一家を立て、江戸劇場の看板を畫く、洋人近時之を賞す、西川祐信、橘守國等、亦板本を畫きて、當時に名あり、次に鈴木春信は、明和の初、吾妻錦繪を畫き出し、名家にして、その名の高きこと、亦他の比にあらざ、この他勝川春章、小説家京傳、北川歌麿等名あり、而して尤も近世に及び、倉橋豊國、美人及び俳優の似顔を畫くに妙を得、この流の巨匠と稱せらる、文政八年に歿せし人にて、江戸芝明神の邊に住せりといふ、尋で月岡雪鼎あり、これ古今第一流の春畫の名手にして、閨中の狀寫し得て、妙を極めたりとぞ、

又幕末の頃この浮世繪より出で、別に一家を立てし人あり、之を葛飾北齋といふ、北齋は江戸の人にて、勝川春章の門人なり、中年にして悟るところあり、浮世畫をすて、古先哲の畫法を學び、遂に一流を開く、密畫は應舉に似て、墨畫は文晁の如し、誠

に輸出せられその畫格以前の如く人に卑められざるに至れり、

(八二)

第十九章 宋元明古格の斷續

室町の時代に當りて、大に行はれ、我が古來の繪畫をして、全く一變せしめし宋元明の畫風は、徳川時代にありても、なほ多く行はれたり、寛永の頃有名なる松花堂あり、松花堂は、昭乗愷々翁と號す、元は南都一乘院の坊官某の子なりしが、出家して男山の社僧となり、性畫を好み、初は山樂山雪に従ひ、次には因陀羅の風に入り、遂に専ら牧溪の筆意を摸し、之を以て一家をなし、兼ねて御家流の名手たり、聲譽一世に重し、享保の頃、山口雪溪あり、雪舟を慕ふて一家をなすと雖、直にその法を元明にとりしところも多しといふ、寶曆の頃には、吳俊明あり、初は狩野を學ひしが、後梁楷張平山を學ひ、遂に一家をなせり、明和中曾我蕭白あり、一世の名手なり、扶桑畫人傳に云ふところを記せんに、蕭白名は輝一、又輝鷹といふ、高田敬甫に學び、尋て故蛇足并に雪舟の風を慕ひ、遂に一機軸を出し、自ら曾我蛇足といふ、甚奇畫を畫く、筆力强健、眞に壯快なり、又故蛇足の玄孫に、曾我直菴といふものあり、よく故蛇足の法を傳へ、殊に鷹を畫くに妙を得て、その名古今に高し、次に與謝蕪村あり、蕪村は攝津東成の人なり、

り、京都に住し、元明の名家を慕ひ、遂に一家をなす、密畫は明人徽明に似、粗畫は俳家の風韻ありて、一世の名手たり、天明三年冬歿す、この頃又京師に伊藤若冲あり、元明の古蹟を摹し、よくその意を得て、一家を立てたり、この人又光琳の畫風をも用ひ、尤も動物を畫くに精しく、名聲今に甚た高し、

第二十章 支那南畫の發達

支那は唐の代に當りて、畫風南北に分れたり、南畫とは清、淡、高、逸にして、文人墨客隱士の自ら書きて樂みとするところなり、北畫とは、艶麗優長を主として、臺閣の上王公貴人の、見て以て樂みとするところなり、この畫法の、わが國に傳來せしは、蓋し鎌倉時代、禪宗僧侶の歸化往來等に伴ひたるが如し、南北朝の比に僧然可翁あり、北畫を作り、兼ねて南畫をよくす、然れども、この畫法は徳川氏の中世までは、嘗て人の耳目にふるゝものなかりき、正徳寶曆の間、抑々澤里恭祇園、南海、第あり、始めて大にこれを興す、里恭は、扶桑畫人傳四によるに、太和郡山の老臣にして、字は公美、竹溪、又玉桂、淇園と號し、尤も俳誹に長じ、筆道に妙なりし人なり、元明の名畫を摸して、遂に一家をなせり、その着色は、錢舜舉に似たり、南海も、亦同書によれば、紀州の人にて、名は

(八三)

(八四)
 正卿字は伯玉、俗稱は與一といひ、清人蕭尺木の畫譜を藏し、これに則りて遂に一家をなし、純然たる南畫の規矩を畫き出せり、而して尤も墨竹に長せし人なり、今多くその遺蹟あり、又その文學は、木下順菴を師として、詩文一世に鳴りしことは、人の知るところなり、かくて、この二人につぎて出でしを、大雅堂とす、大雅堂は、即ち以上二氏の畫法を傳へ、遂に一家をなして、始めてわが國の南畫を大成し、その鼻祖と仰かるゝ人なり、國家の記録によるに、大雅堂氏は池野、名は無名、字は貸成、俗稱は秋平といへり、始め南海及び里恭の二人につぎて學び、尋て倪雲林の畫法を追慕し、又清人伊孚九に倣ひ、遂にこれ等の奥意を得、山水花鳥人物等、雅朴にして風韻に富み、氣骨餘ありて、鹿漫に流れず、密畫は則ち、沈深鬼神の走るをも留むべく、粗畫は則ち、雄奔飛龍の翔けるをも凌ぐべし、眞に一世の大家たりき、この時望月玉蟾あり、始め土佐と狩野とを學び、後大雅堂に交りて、南畫の一祖となれり、尋て紀州の人に野呂介石あり、畫法を大雅堂に問ひ、更に清人伊孚九の法に倣ふて、山水をよくす、既にして又黃一峰の筆意を得、一時に稱せらる、又田訥村、竹田豊後に起り、明清の畫法を興して、關西を風靡せり、この時大坂に岡田國といへる人あり、即ち所謂米山人なり、山水花

鳥の名手にして、磊落の畫、剛健の筆、興に乗れば直に成る、これ即ち文人畫なり、又大坂の人兼葭堂、一時に名あり、爾來、南畫并に文人畫は僧侶、漢學者、及び士人、娛樂の一具として、曾之を學ばざるものなく、徳川時代の終まで、非常の盛昌を致したりき、
 第二十一章 寫生畫の盛昌
 室町氏以後、各種の畫法、何ぞ夫れ範を西土に取ることの多きや、寫生畫の如きも、亦暗にかの地の流にかゝはるものなり、享保中、六年といひ又十六年といふ詳ならず清國の畫工沈南蘋といへるものあり、幕府の命によりて長崎に來偶せり、國史實錄、畫友錄等によるに、この人は、清國吳興雙林鎮の人なりと、花卉翎毛の寫生に長じ、設色研麗、尤も愛するに足る、わか國に留ること三年にして歸れり、是より前、支那は、明末に畫院の弊既に衰へて、新派起り、康熙乾隆の間には、寫生畫派も大に起り、江浙の間名手亦多し、沈氏もその一人なりき、この時わが通譯官某の子に、熊代斐といへるものあり、年僅に十九なり、官許を得て、沈氏の畫法を學べり、爾來、裾裔相つぎて、この一派の畫脈、崎陽の天地にその威を振へり、而して沈氏三年間の畫くところ、多くは上國に輸したるを以て、關西の集點たる京坂は、先づ遂にその影響をうけざるを得ず、これにつぎて、應

舉[○]狙[○]仙[○]吳[○]春[○]岸[○]駒[○]等の一派が、競ひ起りしも、亦偶然の機運にあらざるべし、

應舉は、扶桑畫人傳四の卷によるに、姓は藤原氏は圓山、通稱を主水といへり、京師に住めり、始め書を石田幽汀に學ぶ、尋て多く古名蹟を摸し、遂に一新機軸を出し、更に寫生をなす、鳥獸虫魚の狀、まことに眞に逼り、探幽以來の大家と稱せられしといふ、尤も離の圖に長じ、その遺蹟は千金なほ得る能はず、寛政七年京都に歿せり、その門人蘆雪[○]、宛然應舉の筆意を得、その落款なきものは、人皆以て應舉となす、京都の鴻儒皆川淇園も、亦應舉の門人にして、尤も畫名あり、應舉の流を丸山流といひ、應舉を以てわが國寫生畫の祖とす、而して松材吳春これにつぎて出づ、吳春は、扶桑畫人傳四の卷に傳あり、其大意に云く、月溪松村氏、名は春、字は伯望、京師の人にして、嘗て壯年の頃、攝津吳服の里に越年せしことありしより、吳春と改めたりといふ、始め大西醉月に學び、後與謝蕪村につきて學ぶ、蕪村歿して後、應舉に従はんとす、應舉辭して門人とするを許さず、只交友を以て書を教ふ、吳春遂にその旨を得、蕪村應舉の粹をとり、更に一機軸を出して一家をなせりとその弟景文[○]、亦兄の法を得、設色の美は更に兄に優る、之を四條風といふ、蓋し、吳春、京都四條に家居せしを以てなり、四條の風は、

傳彩艶麗にして筆致温雅、而して寫生を主としたれば、畫體明媚にして稍豪健灑落の風をも存し、之を土佐狩野の院體に比すれば、普通の好尙に適し易く、之を浮世繪一派の畫に比すれば、稍高尙にして士君子の愛玩に供得しべく、蕪村の弊をうくること多くして、丸山派に比すれば、稍卑しけれども、要するに中流に適したる完美の畫風なりしかば、爾來天下の大勢は、漸くこの一派に傾き、後年明治年間に至りては、全く海内繪畫の全權を、この一派に奪はるゝに至れり、然れども、吳春、景文、及び吳春の門人岡本豐彦[○]等の外、この流亦多く大人物を出さずして、只畫風の流行に止れり、嘆ずべきことにこそ、

應舉の時、又森狙[○]仙[○]あり、森氏の記録によるに、狙仙、名は守象、字は叔牙、大坂に住せし人なり、一生猿の寫生に力を盡し、人にて、その畫今に内外人の愛玩するところなり、應舉の如きも、動物の圖樣は、つねに狙仙の筆意をとりしとぞ、その子徹山[○]、應舉に従ひ、秀潤の筆一時に稱せらる、而して、岸駒[○]は、以上の諸氏に後れて出でし人なり、その傳によるに、加賀の金澤の人にて、始め有栖川宮に仕へ、尋て朝廷の官人となり、從五位下越前守にまでなりし人なり、長崎に遊びて、沈氏の畫法を傳へ、更に自ら寫生

書を勉め、遂に一家をなして、徳川の末世に名あり、歿せし時は天保九年なりきとぞ、

第二十二章 諸家の競立

元和偃武の後、太平百餘年打ちつゝきて、徳川の流にさ々なみも起らざれば、藝文競ひ起りて、繪事の如きも亦空前の盛況を呈し、寛政文化以後は、諸流東西に長を争ひ、諸派南北に雄を稱し、美術社會の賑ひ一方ならず、從て名手亦甚多く、新意の見るべきものも頗る夥しかりき、而して、先づこゝに稱せざるべからざるものを谷文晁派とす、文晁は、その傳によれば、俗稱を文五郎といひ、號を寫山樓、書學齋、睫叟無二といひ、壯年にして始めて書を加藤文麗に學ぶ、文麗は清人馬氏の裔にて、書をよくするものなり、次で牧溪、雪舟並に探幽等、中古の健筆家を追慕して、その奥を究め、畫風雄健雅致に富めり、田安家に仕へて江戸に住せり、有名なる白河樂翁編纂の、集古十種の圖は即ち文晁の筆なり、養子文一頗る名あり、天折す、有名なる參州の渡邊華山も、文晁の門より出で、宋紫石等も學問せし人にて、後一家を立て、山水人物花鳥皆絶妙なり、天保十二年、幕府の嫌疑に觸れて自刃せり、椿椿山この門よりいで、名あり、宋紫石は、安永中の人にて、始め熊斐に學ぶ、江戸の人にて、補某といひしが、後清人宋

紫石に學び、遂にこの名に改めたりといふ、墨竹の名手にして、門人に土方稻嶺あり、亦名手なり、

田中納言は、尾州の人にて、京師にあり、一日藤原信實の書を見て、深く古名蹟の妙を信じ、遂にこれ等を摸して一家をなし、尤も有職考證の圖に長せり、文政中の人なり、浮田一蕙この門より出づ、岡田爲恭、狩野家に養はれ、後土佐を慕ふて一家をなし、有職の圖をよくす、文久三年歿せり、

原在中、京都にあり、明人の古蹟を學ひ、山水花鳥をよくし、又有職畫を作り、精美にして尤も名あり、天保八年歿す、山本梅逸亦元明清人の風を慕ひ、その畫精妙に至る、人以て竹洞につぐと云ふ、

中村竹洞は、尾張の人にて、宮崎筠圃に學び、後元人の筆法により、渴筆の法を傳へ、大に名あり、竹洞絹は、今も京都西陣にて名あるを見れば、當時需用の多くして、竹洞の畫の一時に流行せしを見るへし、

この他、嘉永文久以降、高隆古は、華山一蕙等に學び、後鳥羽僧正に倣ひて一家をなし、鹽川文鱗は、豊彦に學びて、四條の本色を存して名あり、西山芳圃は、景文より出で、

更に出藍の譽あり、菊地容齋は、狩野土佐の古蹟によりて一家をなし、古實に精くして、前賢故實、その他多く歴史上の事蹟を畫きて、甚名あり、日本畫工の銘を賜ふ、これ明年初年の人にて近世畫家の最も名高きものなり、

第二十三章 明治年間に於ける諸派の景況

明治の初年は、我が國の文學藝術等、悉皆衰頽せし時代なりき、繪畫の如きも、亦その中の一なり、さしものに榮えたりし徳川末世の繪事も、改革の騒ぎと、泰西文物の輸入とに妨げられて、諸流名家の續々老死せし後は、東西闊然として、亦昔日の盛を観ること能はず、僅に二三の名手と、若干の壯年畫手とありて、その命脈をつなぎにき、されは、第一回の内國勸業博覽會頃は、いまだ全く見るに足らざりしも、爾來我が古美術品は、外人の賞揚漸く盛なるに従ひ、政府も大にこれが保存に注目すると、同時に、上下共に古代美術の、宇内列國に誇るに足るべき價あるを知り、更に今代の美術を興起振作するは、國家の品位と富強とを増進するに足るべきことを自認し、汲々としてこれに従ひしかば、未だ數年ならずして、氣運一變しかの平凡なりし壯年畫手も、年と共にその技の進歩を致し、新に志を起すところの青年畫家は、その數倍に

昔日に數倍するのみに止まらず、今や倭畫は勿論、漢畫洋畫共に、日々駭々として、發達しつゝあり、今博覽會記録によりて明治初年より一家をなせし、名手を撰び、その一斑を左に示さん、

- 巨勢、土佐、住吉の諸流にては、
- 川邊御楯、筑後の人、東京に住す、土佐派なり、
- 川崎千虎、尾張の人、東京に住す、土佐光文の弟子なり、
- 土佐光武、畫所預光清の男にて京都に住す、
- 巨勢小石、金親の子にして、今東京に住す、
- 守住貫魚、阿波の人、住吉派なり、
- 狩野派、
- 橋本雅邦、もと松平周防守の御抱へ、畫師にて東京に住す、狩野雅信の門人なり、
- 河鍋曉齋、下總の人にて、東京に住せり、始國芳に従ひ、尋で狩野派に入り、更に一家を立てたり、一世の巨手たりき、

○支那南、北畫の派にては、

○富岡鐵齋、京都の人、大雅堂及中林竹洞等の風を得て更に一家をなし、今世第一流の名手なり、且和、漢の畫史并に筆法等畫學に關する技倆に至りては蓋し是に及ぶものなかるべし、

○澁和亭、東京の人にて、大岡雲峯の門人なり、

○田能村直入、豊後の人にて、有名なる竹田の義子なり、京都に住す、

○平野五岳、豊後の人にて、山水の名手なりき、

○歌川派

○歌川國松、東京に住せり、父國鶴に學びてよく畫く、

○圓山派、四條派、

○森寬齋、狙仙の義孫、徹山の義子にて、圓山派の名手なりき、京都に住せり、

○幸野梅嶺、京都の人、四條派の名手なりき、

この他、鐵中の錚々たるものに至りては、一々上ぐるに遑なし、以上掲ぐるところは、古名家に及ばざるも、要するに、一世の畫手として耻づべからざる人々なりとす、而

してこれ等の人物現存するもの多きを以てその徹底するところ今より豫言すべからざるものあり、故に今は只その要を記して諸子の參考に供するのみ

附言、繪畫は美術史中の、尤緊要なる位置にあるものなるを以て、僅少の紙數容易にこれを悉すべきにあらず、今此篇は勉めて贅事を省きたりしも、尙紙數定限あるが爲に、詳細に説明すること能はず、たゞ諸君がこれによりて我が國繪畫史の大要を知ることを得ば幸甚々々、

明治廿八年十月十七日

松本愛重志るす

14
226

84
82

IT 38

清
藏
書
圖
館

終

